

---

刈谷市歴史博物館

---

# 研究紀要

---

第2号 令和3年度

---

[論文]

富士松村の成立と学校統廃合 …………… 井筒 康人 1

[資料紹介]

刈谷市内に所在する重原藩（旧福島藩）藩主板倉重矩関係資料について

附「女御御入内御覚書之留」翻刻 …………… 長澤 慎二 10

中島家文書所収 畠山氏関係および中近世移行期史料

…………… 山下 智也 22

[研究ノート]

浮世絵における池鯉鮒宿の描かれ方について

—東海道物を中心に— …………… 永井優香子 34

刈谷市中条遺跡採集とされる石器について …………… 野村 啓輔 52

---

## 富士松村の成立と学校統廃合

井筒 康人

### はじめに

明治三十九年（一九〇六）五月、刈谷町・依佐美村・富士松村が成立した<sup>①</sup>。同年十二月三十一日に一町二村全ての小学校が一旦廃止され、翌年一月一日から校名を改めた。さらに、明治四〇年（一九〇七）三月に小学校令改正により義務教育期間が六年に延長されると、現在の刈谷市域では、これを契機に大規模な学校統廃合が行われた。『刈谷市史』は、依佐美村で小学校の統廃合が困難な経過を辿ったことを紹介し、学校統合問題を小学校に対する住民の期待や関心が高まったことの表れと評価する<sup>②</sup>。

明治三十九年から四〇年にかけて愛知県下で進められた大規模な町村合併は、深野一三知事が地方改良運動に対応する政策の中でも特に重視し、強力に進めたものである<sup>③</sup>。地方改良運動とは、日露戦後に内務省・文部省等を中心に進められ、列強に対峙していくにふさわしい「国家のための共同体」に町村を再編する過程とされる<sup>④</sup>。大石嘉一郎氏は、日露戦後の地方改良運動と市制町村制の改正により、「明治地方自治制は、はじめて行政村・部落レベルにまでその体制を定着させ」たとする<sup>⑤</sup>。有泉貞夫氏は、日露戦後の町村では、義務教育延長による財政破綻の解決が最大の課題であったとし、町村合併は、役場・学校の統合による経費節減を意図していたとする<sup>⑥</sup>。境野健児氏・清水修二氏は、地方改良運動以降、小学校を「一

村一校」とする政策に対し、合併前の旧村を単位とする合併反対の動きを明らかにし、学校を地域の共同財産とする意識に支えられていたと指摘する<sup>⑦</sup>。

こうした研究成果をふまえ、本稿では、地方改良運動下で進められた町村合併と小学校の統廃合を、相互に関係する問題として捉え直し、地域がどのように対応したかを検討する。具体的には、明治四一年（一九〇八）に富士松第一尋常高等小学校（以下、「第一小学校」とする）に合併された富士松第四尋常小学校（以下、「第四小学校」とする）をめぐる、旧一ツ木村（以下、「一ツ木区」とする。）と富士松村・碧海郡・愛知県との交渉過程を、一ツ木地区に残された史料から跡づけることにしたい<sup>⑧</sup>。

### 一 一ツ木尋常小学校の沿革

明治維新後、一ツ木村と築地村を学区として、明治六年（一八七三）に第四番小学一ツ木学校が創立された<sup>⑨</sup>。その後、明治二〇年（一八八七）には、一ツ木・築地・小山の各村を区域とする尋常小学小山学校一ツ木分校となった。明治二十二年（一八八八）、町村制の施行にあたり、一ツ木村は西に隣接する築地村と合併し、一ツ木村が成立した。小山村は刈谷町の一部となったことから、明治二十五年（一八九二）に一ツ木分校は一ツ木尋常小学校となった<sup>⑩</sup>。

一ツ木尋常小学校は、明治二八年（一八九五）十一月に校舎を建築した。そして、生徒数の増加に伴い校舎の増築が必要となり、明治三九年（一九〇六）四月に県から認可を得た。<sup>11</sup>

## 二 富士松村内の小学校統合案とその対応

明治三九年（一九〇六）五月の町村合併により、一ツ木尋常小学校は、富士松第四尋常小学校と名称を改めた。<sup>12</sup> 翌明治四〇年（一九〇七）二月二十八日付で、碧海郡長脇屋義純は、富士松村内の尋常小学校を二校とし、第一小学校を大字逢見字東古和井、第二尋常小学校を大字西境字前山に設置することを富士松村長に諮問した。<sup>13</sup> 第四小学校は、旧一ツ木尋常小学校を増築する予定が一転して、統廃合の対象となったのである。富士松村では村会の意見として、尋常小学校は現状どおり四校（第一・大字逢見、第二・大字東境、第三・大字井ヶ谷、第四・大字一ツ木）のままとすることを求め、翌年一月十四日に答申した。<sup>14</sup> 村内の小学校数をめぐって、碧海郡と富士松村で意見が対立したのである。郡長は、富士松村の答申を受け入れず、当初の諮問のとおり、村内の学校を二校とすることを決定した。この決定をうけて、富士松村では以下の意見書を提出し、富士松村の見解を上申した。

本村ハ是迄高等小学校一尋常小学校四有之候処、明治四〇年十二月二十八日之レヲ合併シ尋常小学校ヲ二校トナサントスルノ義御諮問ニ相成、本村会ハ時世ニ鑑ミ合併ヲ否トシ現状ヲ維持セントスル旨答申セリ。其後村長及村会議員ハ屢々登庁陳情仕リ、無論現状ノマ、据置カル、モノト確信セシニ、豈図ラ

ンヤ本月三日付告示号外ヲ以テ断然合併セラレ実ニ驚入候。強ヒテ之ヲ合併セシカ勢ヒ旧校舎ノ移転費敷地買上費等多額ノ費用ヲ要シ、殊ニ御指定ノ第一尋常小学校敷地ハ逢妻川沿ヒノ低地ニシテ地盤ノ築上費ノミニテモ数千円ヲ要シ、本村目下ノ経済上到底負担ニ堪工難ク、而シテ本年ヨリ義務教育延長ノ結果一家ニシテ二名乃至四名ノ就学児童ヲ有スルモノ少シトセズ。就中中産以下ノモノニテハ其困難甚シク尚且通学ノ不便ハ申迄モ無之、風雨ノ際幼少ナル児童ハ欠席スルノ止ムヲ得サルニ至ル。是等ノモノニ対シテハ経済ノ許ス限り可及的便宜ヲ与ヘサレバ、出席生徒数ヲ減シ教育普及ノ御主旨ニモ相反シ可申候。依テ本村ハ前陳ノ如ク（即チ尋常小学校四）ノ現状ヲ維持シ、教育普及ノ御主旨ニ副ハントス。何卒事情御洞察被成下度本会ノ意見提出上申候也。<sup>15</sup>

富士松村としては、統合先の第一小学校が低地にあり、多額の費用が必要になること、児童の通学に不便をきたし、結果として義務教育の普及を阻害する可能性があることを理由として、村内の尋常小学校を現状の四校のままにしておくことを再度求めた。しかし、富士松村からの意見書は採用されることなく、郡長の意向どおりに学校の統廃合は進められた。

明治四一年（一九〇八）に第四小学校が第一小学校に統合された際に在学していた児童の一人は次の様に回想している。<sup>16</sup>

統合されることに一ツ木村の大人の人達は反対したんです。富士松の人達が学校へ荷車などで、一ツ木学校（引用者注…第四小学校のこと）の机や腰掛けを運びに来ました。一ツ木村の大人の人達が全員学校へ出て、机や腰掛けを運ぶのをやめさせよ

うとしました。始めは口で言い争っていましたが、最後は殴り合いの争いとなりました。

合併の強行は、村内の対立を引き起こし、暴力沙汰に至ったのであった。このような騒動があったとはいえ、明治四二年(一九〇八)四月から一ツ木学校は第一小学校の仮校舎として、大正六年(一九一七)十二月末まで尋常科四年以下の児童が利用し続けた。<sup>(17)</sup>

明治四三年(一九一〇)には、第一小学校の敷地は再考され、碧海郡長から第一小学校の敷地を変更する諮問がなされた。<sup>(18)</sup> もともと第一小学校の当初の敷地に難色を示していた富士松村では、校地変更の諮問を受け入れた。しかし、一ツ木区では、校地の変更により、将来仮校舎が移築されることを危惧し、反対意見があった。酒井宇右衛門富士松村長は、「一ツ木逢見ノ間ニハ逢妻川ノ大危険物ヲ隔テ居レバ、当然分教場ヲ置カル、事ナレバ其辺意ヲ安ンジテ然ルベシ」と話し、脇屋郡長も同意見であった。一ツ木区は今後も仮校舎は残るとい認識で、校地の変更に賛成したという。第一小学校の校地は、逢見字山ノ端前に指定され、翌年木造平屋建の校舎一棟が完成し、小学五・六年生を収容できるようになった。<sup>(20)</sup> 一ツ木区の五・六年生は第一小学校へ、四年生以下の児童は引き続き仮校舎にそれぞれ通学した。<sup>(21)</sup>

### 三分教場設置案の登場<sup>(22)</sup>

塚本金三村長は、仮校舎の使用期限満了を控えて、大正六年(一九一七)二月に「仮校舎申請理由書」を県に提出する。ここでは、大正四年(一九一五)度に富士松第二尋常高等小学校を移築す

るために起債した村債を大正六年(一九一七)度に償還し、その後に通学道路を改修し、校舎を移築するという二つの段階からなっていた。この時点では、村債償還後に、道路改修と校舎移築に予算を充てることを構想していたと思われる。

しかし、九月になると、大正七年(一九一八)から仮校舎を「一ツ木分教場」として十年間継続して利用するという議案を村会に提出した(ただし書に、必要と認める場合には移築できることを明記した<sup>(25)</sup>)。村会は満場一致で可決し、郡長に内申した。富士松村の内申は認可されなかったために、再度分教場設置を申請し、設置理由書で次のように述べた。

若い児童が逢妻川を渡って第一小学校に通学することは「最モ困難トスル処」で、堤防の決壊や道路の破損によって欠席せざるを得ないことがしばしばある。逢妻川に橋を架けることは「莫大ノ経費ヲ要シ早急実施ノ見込立チ難」い。現状では、通学がより安全で、距離も近い知立尋常高等小学校や小高原尋常小学校に「寄留就学」している実態があり、富士松村成立後には寄留就学を主張する者もいる。合併前と同様に同じ校舎、すなわち仮校舎で学ぶことが、教育上も村治上も望ましい。

通学が困難という事情と、同じ校舎で学びたいという区民の意向という二つの論理から、仮校舎を分教場とすることを求めたのである。なお、第一小学校に通学する五・六年生は、逢妻川に架かる西田橋・引船橋・逢妻川橋を利用して大きく迂回したため、通学距離は長くなった。<sup>(26)</sup>

大正七年(一九一八)一月四日、塚本金三村長以下、村会議員・学務委員・一ツ木区及び築地区代表者の五名が石口亀一碧海郡長の

自宅を訪問し、分教場について尋ねた。郡長は「分教場ハ到底駄目ナレドモ、第三ヲ置クナラバ命令的ニデモヤツテヤル」と言ったという。

塚本村長以下五名は、一月二六日に愛知県庁に中野邦一理事官を訪問し、分教場設置を嘆願した。中野理事官は「分教場ハ第二ノ問題デ第一ニハ貴理由書：(中略)：ノ責任ヲ明ニセネバナラヌ」と塚本村長に迫った。中野理事官は塚本村長に、二月に校舎の移築を内容とする「仮校舎申請理由書」を提出しながら、その後分教場設置を求める内申をするという、一貫しない方針を問題視し、村長の責任を追及した。同席した富士松村の関係者は、この発言を、塚本村長に辞任を迫るものと受け止めた。しかし、県は後に石口郡長を紹介して「責任ヲ明ニセヨト云フ事ハ実行セヨト云フコトニシテ、村長ガ辞職スレバ分教場ノ認可ヲ得ルト云フコトニ非ラズ」と説明した。

石口郡長と碧海郡の角岡書記官は、塚本村長とともに三月一五日に仮校舎で、一ツ木区民に対して仮校舎廃止の説明を行った。説明の席上、区民の「熱烈ナル質問」をうけ、石口郡長は「逢妻川ガ危険ダト云フガ三塗ノ川ヨリモ安心デアラウ」などと発言した。この発言が区民の反発を買い、石口郡長と角岡書記官は別室に退避し、そのまま帰宅した。残された塚本村長は、区民から分教場問題をどうやって解決するのかわれ、「分教場ハ極力ヤツテヤル」と回答、その言葉で安堵した区民は帰宅した。

四月五日に塚本村長は、学務委員とともに石口郡長を訪問した。石口郡長は、「学校問題ヲ早く実行セヨ。モシ実行セザレバ辞職ヲセヨ。ソレトモ辞職ヲセヌ様ナラ譴責セルガドウダ」と大声で塚本

を叱責したという。塚本は、約一時間ばかり沈黙したのち、第一小学校の増築ではどうかと尋ね、石口郡長は「大満足ナリ」と回答した。塚本村長は村会で議決された分教場の設置ではなく、増築案で分教場問題に対応しようしたのである。

四月一四日、塚本村長は、村会を招集し、仮校舎を第一小学校に移築し、校舎を増築する案を提出、村会もこれを可決した。かつて満場一致で可決した分教場の設置という方針を覆し、仮校舎を第一小学校に移築・増築することに転換したのであった。この時、一ツ木区選出の酒井正保、酒井長之助の両村会議員は塚本村長に対し、辞表を提出し、決議を強行すれば一ツ木区民の感情を害し、村政に悪影響を及ぼすと警告していた。しかし、塚本村長は議案の提出と採決を強行した。

二二日、一ツ木区民は塚本に増築案を決議した理由を質した。大声を発した者もいたため、逢見駐在所の小黒巡査らが仲介し、塚本村長の決心を確かめるとしてその場を収めた。塚本村長はそのまま二四日に辞職した。

#### 四 富士松村と一ツ木区の対立

五月八日、酒井鉄之助が後任の村長に就任した。酒井村長は、加藤鍵次郎らに二一日に村会で学校問題に関し協議するため、一ツ木区から四、五名協議に加わること、多数傍聴に参加することの二点を促した。加藤鍵次郎は、この後、分教場の問題で奔走し、のちに一ツ木区長に就く。

酒井村長は、村会当日に議員から傍聴に異議申し立てがあると、

傍聴の禁止を通告、傍聴者を退席させた。一ツ木区は村会のこの対応から、議員には一人も一ツ木区に厚意を持つ者がいないと判断し、鈴木岩次郎県会議長に接触を図った。<sup>(28)</sup> 鈴木は県及び郡と一ツ木区の仲介に乗り出す。中野理事官は鈴木と帯同して訪れた加藤鍵次郎らに「仮校舎ノ申請ハ、村長ガ県ヲ馬鹿ニシタコトダカラ認可出来ヌガ、然シ実地ヲ見テ呉レトノ事ナラ、兎ニ角実地ヲ調査シテヤル」と述べ、前町長の対応を非難しながらも、現地調査に乗り出すことにした。さらに、一ツ木区は鈴木を介して、六月一五日に松井茂知事あてに嘆願書を提出した。嘆願書では、前村長の「失態」が明るみになり、繰り返し郡長に嘆願しても受け入れられず、しかも富士松村会が第一小学校への「併合ノ準備トシテ」増築を議決した現状を「教育上将来不利不少区民一同憂慮措ク能ハザル」と訴えた。<sup>(29)</sup> 現地調査に訪れた中野に対して、石口郡長が「道路ナラバ如何ナル改修ヲモ成シ得ルガ如ク」説明しているのに対して、一ツ木区からは道路の改修が「殆ド至難」である理由を説明し、分教場の設置を再度嘆願した。

七月三日、酒井村長、加藤兼三郎・加藤葛次郎の三名は鈴木と面談し、意見交換を行った。酒井村長は協議後、富士松村の西境・東境・井ヶ谷の議員と協議し、「協議ガ纏マル様ナラバ吾等ト協議ノ上分教場案ヲ提出セン」と約束した。七月一三日に酒井村長は加藤鍵次郎らを役場に集め、郡長が承諾すれば、一度村会も賛成した案件なので村会には諮らず、郡長に申請してもらい、郡長が承諾しなければ「余モ最後ノ決心」をすると述べた。二十三日には、酒井村長は分教場に必要な費用を一ツ木区が負担すれば議案を提出すると一ツ木区に提案した。一ツ木区は、分教場の費用として示された金額

の使途が、実際には分教場とは関係しない富士松第二尋常高等小学校の増築費に充当されることを知り、町長の提案を拒絶した。

八月六日、加藤鍵次郎ら一ツ木区の六名は石口郡長と学校問題を協議した。その際に、石口郡長は学校について、「村ガ出来テモ僕ガ進達セヌ、モシ県ガヤラウトスルナラ僕ノ頸ヲ切ツテカラヤルガヨイ」と断固拒否した。一方で、道路の建設については、「郡長ノ職権ニヨツテ強制予算ヲ起シテモヤツテヤル」と強い意欲を示した。酒井村長は一ツ木区と郡長の同意を得られず八月二十九日に辞職した。九月四日に鈴木が石口郡長に対し、「一ツ木ノ希望モ少シハ容レテ二三年黙認セラレタシ」と仮校舎を存続させるよう求めた。石口郡長は「暫ク考ヘル余地ヲ与ヘラレタシ」と応じた。

酒井村長の後任の選出は難航し、知立町の野村浜吉を有給村長として迎えた（一〇月一四日就任）。野村は、役員一同と協議して、分教場問題について鈴木の仲裁を依頼することとし、「議員ニ於テ不承知ナラバ総辞職ヲナスベシ」と決めた。鈴木は県の堀田義次郎内務部長・渡辺豊日子理事官に談示し、「村会ガ分教場ヲ認めタナラバ何トカ考ヘテヤル」という県の意向を引き出した。そして、鈴木は三月三日に富士松村役場に出張した。しかし、一ツ木区の酒井鉄之助以外の村会議員が鈴木とは「面談ノ必要ナシ」として面会を拒絶した。鈴木の仲裁により、分教場設置は村会の判断に委ねられたかに見えたが、村会には既に分教場を設置するという気運はなかった。野村は鈴木に陳謝の上、当初の決意のとおり、村長辞職を申し出、三月五日の村会で辞任が承認された。事前に総辞職としていたものの石川安次郎助役は実際には辞職せず、村会を招集し有給村長条例を廃止した。後任には名誉職村長として塚本市次郎が

選出された。<sup>(30)</sup>

## 五 仮校舎閉鎖後の対応

大正八年（一九一九）三月二十九日、第一小学校の村井猪作校長は郡視学・教員とともに人夫十数名・荷車十数台を引き連れ、仮校舎から校具を搬出した。翌日は村長になった塚本市次郎も加わり、前日に引き続き校具を搬出した。一ツ木区の住民は、道路改修までは仮校舎を「黙許」するよう求めたが、聞き入れられなかった。四月六日に一ツ木区民は知事宛に嘆願書を提出し、四月からの教育に支障が生じていることを訴えた。机などは既に搬出されており、授業等の教育活動は行われていなかったと思われる。

四月二二日に、加藤鍵次郎らは村長を訪ね、村長の案を質した。村長は、郡長が一ツ木仮校舎の閉鎖を宣言した以上、村長の職権では「仕方がない」と述べ、「コレカラ降雨期ニハイルカラ一人カ二人間違デモアツテカラソソロ分教場ヲ持チ出シテハドウダ」と述べ、問題が起きてから郡長と交渉してはどうかと提案した。

そこで、加藤鍵次郎らが五月四日に、直接県の渡辺理事官に嘆願した。渡辺理事官は「今デハ大キナ学校デ設備モ完全ナ立派ナ先生ノ多イ処デ教育シテ貰ウノガヨイ」としながらも、分教場の設置は郡長と相談しておくと同答した。

村会議員の岡田市太郎・坂田幸吉は、加藤鍵次郎に対して、一ツ木区が通学道路をつくり、橋を架けるための費用を、村が仮校舎を売却して得た資金で補助するという提案をした。加藤は、現状の橋を区で維持するだけでも難しく、新たな橋の建設は財政上の負担が

大きいとして、拒絶した。

五月二一日、富士松村会は、岡田たちが述べたとおりに一ツ木校舎の売却案を議決した。一ツ木区は、県庁に行き、仮校舎が閉鎖となり、通学道路の見込みもない状況では、仮校舎に通学していた四年生までの児童を通学させられないと訴えた。県は、すぐに児童を出席させるように要求した。学校の用具が搬出され、校舎の売却も議決されたため、分教場の設置は争点ではなくなり、仮校舎に通っていた児童をいつから第一小学校に通学させるかが一ツ木区と県・郡の争点となった。

六月五日、一ツ木区は加藤鍵次郎を代表者として、「通学道路改修ノ義ニ付願」を郡長に提出し、「完全ナル道路ノ改修」を求めた。郡長は、これをうけて「通学道路ハ予テヨリ自分ノ希望ナレバ、大字ニテモ道路ヲ希望スルトナラバ、両肌脱イデモヤツテヤル」と言い、道路の建設に意欲を見せた。同時に、一ツ木区には児童を通学させるよう再度求めた。一ツ木区は、道路が完成しなければ「児童ノ出席寛束ナシ」と回答し、両者の議論は依然として平行線をたどった。

両者の対立は、最終的には郡会議員尾嶋健治の仲介により、郡長案を一ツ木区が承諾することで決着した。その後、大正九年（一九二〇）七月に第一小学校の校舎増築が行われ、従来の校舎不足が解消、一ツ木区の子ども達も全員が第一小学校に通学することになり、翌年度中には逢妻川に架かる通学のための橋<sup>(31)</sup>通学橋が開通したと思われる。

## おわりに

大正九年（一九二〇）二月一日付で碧海郡長に宛てた覚書には次のようにある。

一、富士松村逢見学校ヨリ一ツ木字ノ児童ヲ分離シ別ニ一ツ木字ニ於テ一学校ノ創建ヲ希望仕候事

二、一ツ木字ニ創建スル学校ハ六学年マデトスル事ヲ希望仕候事

三、一ツ木字ニ学校ヲ創建スル費用ハ大字一ツ木単独ノ力ニテ負担仕り候ニ付村ノ損失ニナラサル事ヲ覚悟仕り居り候事<sup>33</sup>

地区で学校を創建する費用を捻出するために、この覚書に先立って、小学校基本金蓄積規約を定めている<sup>33</sup>。地区の全戸を五等級に分けて、等級に応じて貯金や初穂料を納めて、十年間で一万円を貯めることを目指した。正月や節句の贈答・香典及び返礼・入退営者への贈答や饗応などを廃止して儉約に努め、字ごとに集金し、一ツ木信用購買組合に預けるとした。

実際には、第一小学校から一ツ木地区に学校が分離されることはなかった。しかし、覚書や小学校基本金蓄積規約の存在は、一ツ木区の住民が、地区に学校を設置することを切望していたことを示している。『刈谷市史』が依佐美村の事例から指摘した、小学校に対する地域住民の期待や関心の大きさは、<sup>34</sup>富士松村でも同様にみられたといえる。

以上のように、本稿では一ツ木学校を継承した第四小学校を第一小学校に統合すると発表された後の、当事者間の対応・交渉の経過を跡づけてきた。この過程では、県―郡―村―大字という階層の中

で、それぞれの小学校に対する思惑を内に含みつつ、交渉が推移した。結果として、「大きな」第一小学校に一ツ木区の子ども達が通うことになり、通学用道路と通学橋が整備された。県及び郡が「希望」した形で問題が処理されたといえる。本稿で明らかにした経過から、以下の三点を指摘しておきたい。

第一に、村と大字との関係である。当初富士松村会では全会一致で分教場の設置に賛成していた。しかし、時の経過や村長の意向もあって、一ツ木区と富士松村は、分教場に対する見解で相容れなくなり、一ツ木区が孤立していく様な状況が生じていった。富士松村では、この問題への対応をめぐり、村長が短期間で辞職を繰り返し、村政にも大きな影響を及ぼした。

第二に、県・郡と村・大字の関係である。県及び郡は一ツ木区が求める分教場の設置を認めなかった。一方で、小学校の統合に伴う校舎の移築・増築や通学道路の建設といった、県及び郡と同じ意向を持つ問題では、村や大字の意向をふまえて対応した。折衝を重ねるうちに、県・郡の意向は村の指導者にも影響を及ぼした。当初は、県・郡と村・大字という対抗関係が、県・郡・村と大字という対抗関係に変容していった。さらに、個別の局面では極めて威圧的ともいえる態度で対峙する県・郡・村の官吏の姿は、県―郡―村―大字の関係性を反映しているようにすら見える。

第三に、仲介者の存在である。一ツ木区は県会議長で有力政治家の鈴木岩次郎や郡会議員の尾嶋健治らを仲介者として、県・郡との交渉を行った。まさに、有泉氏が指摘しているように郡・県規模の有力政治家が調停に立ちまわる姿であった。<sup>35</sup> 鈴木村の仲介は、県・郡の態度を軟化させるなど一定の役割を果たした。一方で、富士松村

会は必ずしも鈴村に協調せず、村内に生じていた状況の変化に、鈴村は十分に対応しきれなかった。

この後、大正期から昭和戦時期にかけての具体的な村政の動向については、本稿で取り上げた学校統廃合以外の地域課題への対応や、政党政治が進展する状況などもあわせて、引き続き検討していきたい。

## 注

- (1) 『刈谷市史』第三卷 近代（刈谷市、一九九三年）、二六五頁。
- (2) 前掲『刈谷市史』第三卷、三九九～四〇一頁。
- (3) 中島茂「明治期愛知県の市町村再編について」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第一四号、二〇一三年）。「愛知県史」通史 編七 近代二（愛知県、二〇一七年）、三一～三四頁。
- (4) 宮地正人「日露戦後政治史の研究」（東京大学出版会、一九七三年）。
- (5) 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』（東京大学出版会、一九九〇年）、一七一頁。
- (6) 有泉貞夫「明治国家と民衆統合」（『岩波講座 日本歴史一七 近代四』岩波書店、一九七六年）、一三三～一三四頁。有泉氏は、実際に町村合併が実施されたのは、原敬内相の方針を支持する数県に偏るとする。なお、明治三五年から十年近くの間県知事を務めた深野は、政治的には立憲政友会に批判的な「三角同盟」の一翼を担い、山県有朋系の官僚閥に近い存在でありながら、政友会の原とも親しい関係にあったとされる（前掲『愛知県史』通史編七、六七〇頁）。原内相の地方制度政策については、飯塚一幸『日本近代の歴史三 日清・日露戦争と帝国日本』（吉川弘文館、二〇一六年）、一六四～一六六頁も参照。
- (7) 境野健児・清水修二『地域社会と学校統廃合』八朔社、一九九四年。
- (8) 本稿で依拠する史料は、刈谷市歴史博物館が所蔵する刈谷市教育委員会撮影マイクロフィルムを用いた。なお、史料の引用に際しては、原則として常用漢字に書き改め、句読点を適宜付した。
- (9) 一ツ木学校の創立については、『刈谷市史』第三卷は、国立公文書館所蔵の「愛知県史料」に依って、一月とする（一六〇頁）。一方、富士松南小学校創立八〇周年記念事業実行委員会編『富士松南小八十年の歩み』（一九八九年）は、五月二日としている（五頁）。創立月の確定及びごうした異同が生じた理由については今後の検討課題とし、さしあたっては、学制発布に際して創設された小学校であることを確認しておきたい。
- (10) 一ツ木歴史調査会『一ツ木のあゆみ』（同会、二〇一〇年）、一四二頁。
- (11) 明治三十九年四月九日付愛知県指令（一ツ木神明社所蔵文書二一五―一「一ツ木村関係綴」）所収。
- (12) 前掲『刈谷市史』第三卷、三九九頁。前掲『富士松南小八十年の歩み』、五頁。
- (13) 小学校令第九条第二項に、村立尋常小学校の校数及び位置は、郡長が村の意見を聞き定め、知事の認可を得ることとされている。
- (14) 「理由書」（一ツ木神明社所蔵文書二一五―一八「学校二関スル書類」所収）。なお、酒井博家文書二一七―二四「嘆願書（小学校存続二付）」は、本史料の草稿と想定される。
- (15) 「理由書」（前掲「学校二関スル書類」）所収。
- (16) 前掲『富士松南小八十年の歩み』、一九頁。

- (17) 「理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (18) 「理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (19) 酒井宇右衛門は、一ツ木村出身で副戸長、一ツ木村長を務め、碧海郡会議員、愛知県会議員を歴任し、初代富士松村長に就任している(前掲「一ツ木のあゆみ」、六五頁)。
- (20) 前掲『富士松南小八十年の歩み』二二三頁。なお、第一小学校の校舎の変遷については、泉田郷土研究会編『泉田の今昔』(同会、二〇二二年)、第五章二・三節に詳しい(二二七頁〜一四〇頁)。
- (21) 「分教場設置理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (22) 本節及び次節の内容は主に「理由書」(前掲「学校ニ関スル書類」所収)に依り、本史料からの引用にあたっての注記は省略した。
- (23) 塚本金三は逢見村出身で、逢見村書記・富士松村収入役などを歴任して、大正五年に富士松村村長に就任した(宇野太一編『郷土資料人物編【復刻版】』富士松の歴史と自然を学ぶ会、二〇〇七年、一二九頁)。
- (24) 日露戦後の町村債の多くは、学校建築関係費用及び衛生費という機関委任事務に充てられていた(中西啓太『町村「自治」と明治国家―地方行政の歴史的意義』(山川出版社、二〇一八年)第七章)。
- (25) 一ツ木地区文書二一六・四〇「(校舎使用期間満了二付)」。
- (26) 前掲『泉田の今昔』、一八五〜一八六頁。
- (27) 酒井鉄之助は、西境の出身で、境村・富士松村の書記を経て、学務委員及び西境区長、富士松村会議員を経て、村長に就任した(前掲『郷土資料人物編【復刻版】』一三三〜一三五頁)。
- (28) 鈴木岩次郎は愛知県選出の県会議員。郡部副議長を務め、県会議長に就任。大正四年(一九一五)に県政倶楽部を結成し、その後、同志会・憲政会に属した(前掲『愛知県史』通史編七、七二、七四頁。愛知県議会議務局編『愛知県議会議史』第四卷、昭和三七年、三〇七頁)。
- (29) 大正六年六月一五日付愛知県知事宛碧海郡富士松村大字一ツ木区民嘆願書(前掲「学校ニ関スル書類」所収)。
- (30) 『富士松村会議事録』大正八年三月五日。塚本市次郎は、逢見村出身、同村の書記・助役、富士松村会議員、碧海郡議員・参事会委員を歴任し、富士松村村長に就任した(前掲『郷土資料人物編【復刻版】』、一三〇頁)。
- (31) 前掲『泉田の今昔』、一八六頁。橋梁の工事費は三割を郡・七割を村が、道路の工事費は郡と県で五割ずつ、負担した。道路では村会議決当初は郡の二割負担だったものが増額されている(『道路工事費調査』(酒井博家文書二・七・二五「学校ニ関スル重要書」所収)。
- (32) 大正九年二月一日付碧海郡長豊田幾次郎宛加藤鍵次郎ほか九名「覚書」(前掲「学校ニ関スル重要書」所収)。
- (33) 「小学校基本金蓄積規約」(前掲「学校ニ関スル重要書」所収)。
- (34) 前掲『刈谷市史』第三卷、四〇〇〜四〇一頁。
- (35) 前掲有泉「明治国家と民衆統合」、二五四頁。

## 【資料紹介】

### 刈谷市内に所在する重原藩（旧福島藩）藩主板倉重矩関係資料について

#### 附「女御御入内御覚書之留」翻刻

長澤 慎 二

## はじめに

刈谷市内には刈谷城を本拠とする刈谷藩のほかに、刈谷市域の南部とその周辺地域を所領とする重原藩が置かれていた。この重原藩は、寛政期に陸奥国福島藩と刈谷藩との領知交換で分領化したのが始まりで、明治維新以降に福島藩の領知が三河にまとめられたことによって成立した藩である。わずか三年余りで廢藩となったが、藩主板倉勝達が移住し、支配を行った。

今回紹介する史料は「竹内一正家文書」（以下「竹内家文書」とする）と名付けられた文書群である。この竹内家は江戸時代、福島藩三河分領の大庄屋を勤め、明治期には藩主板倉家が一時居所としていた家である。そのため板倉家関係史料が遺され、保管されている。既に『刈谷市史文書目録<sup>1)</sup>』にて目録の整理と公開がされているが、本稿ではその中の板倉家関係資料について内容の整理と、一部翻刻を掲載したい。

重原藩板倉家は長く京都所司代を勤めた板倉勝重に連なり、島原・天草一揆で戦死した勝重の次男・重昌を初代としている。重昌の子重矩、さらにその子の重種も老中を勤めるなど、近世初期には長く幕閣の地位にあった。

『旧華族史料所在調査報告書<sup>2)</sup>』には板倉家関係資料として、国文学研究資料館と福島県立図書館での所蔵が確認されている。国文学研究資料館の史料は家史料が中心である。一方で福島県立図書館の史料は藩目付が記した藩政史料で、現在は福島県歴史資料館に移管されている。

竹内家文書の中で、板倉家で作成・保管されてきたと思われるものを抽出したのが【表1】である。特徴的な史料について、①～③の番号を付した。

- ① 領知支配の史料（但し、「藩政史料<sup>3)</sup>」は少ない）
- ② 板倉重矩関係史料（特に京都所司代在任時のもの）
- ③ 幕末期京都大坂の情報収集史料

①については、高辻帳などが遺されているが、全体としての数は少なく、恐らく福島城を出る際に遺してきた可能性が高い。②については、京都所司代在任時に武家伝奏との交渉に関する資料が目立つ。③については、今後内容の分析が必要であるが、板倉家は代々大坂加番を勤めていたことから、積極的に情報を収集していた可能性が考えられる<sup>4)</sup>。

本稿では、②の板倉重矩関係資料に注目する。重矩関係資料は国

文学研究資料館も所蔵しているが、位記や老中奉書が中心で、「幕府の役職に関わる史料は殆ど伝存していない」とされている。そのため、京都所司代の職務に関する史料は竹内家に遺されていたと考えられることができる。

## 板倉重矩について

『寛政重修諸家譜』<sup>5)</sup>によると、板倉重矩は元和三年(一六一七)に生まれ、寛永一四年(一六三七)発生の島原・天草一揆では父重昌に付いて従軍している。重昌が戦死したため遺領一万五千石の内一万石を継ぎ、三河国碧海郡中嶋(現西尾市)を本拠とした。明暦二年(一六五六)には内膳正となり、万治三年(一六六〇)には大坂定番となった。この時、摂津国四郡一万石を加増されている。

寛文五年(一六六五)十二月に老中となり、翌年さらに二万石を加増された。同八年五月には牧野親成に替わって京都所司代に任じられ、十二月に上京、その後十年七月までおよそ一年半の間、所司代を勤めた。江戸へ戻った後は再び老中に任じられ、十二年閏六月には下野国烏山城(現栃木県那須烏山市)五万石を領することとなった。延宝元年(一六七三)五月に五十七歳で死去した。

以上が大まかな事績であるが、重矩を論じる上で特に注目すべきは、京都所司代期である。老中から京都所司代に転じ、再び老中となった例は江戸時代を通じて他になく、重矩の京都における役割は注目を集めるところである。以前は後任就任までの単なるつなぎ人事と捉えられていたが、藤田恒春氏はこの見解に疑問を呈し<sup>6)</sup>、野村玄氏や田中暁龍氏<sup>7)</sup>によって政治的な役割が明らかになりつつあ

る。また、湯谷祐三氏は重矩が匿名で漢籍を出版していた事実を明らかにし、重矩の牧民思想について論じている<sup>8)</sup>。

重矩の京都所司代在任期は、町の支配に関する職掌が所司代から京都町奉行に分かれていく時期である。田中氏は若き靈元天皇と近習若衆の行動が憂慮される中で、幕府の対朝廷政策を再構築する必要があったため、重矩が所司代として果たした役割は大きいと論じている<sup>9)</sup>。

## 所司代在任期の史料について

【表1】で②に分類したものに關して、【表2】ではより詳しい内容を記した。重矩関係資料の殆どが所司代在職時に作られたもので、特に「覚書」の数が多し。18と20の表題には飛鳥井大納言・正親町大納言とあるが、これは武家伝奏を勤めていた飛鳥井雅章・正親町実豊のことで、所司代と武家伝奏との交渉記録である。さらに、4・15・22と24も武家伝奏をはじめとする朝廷側との交渉の様子が記されている。また、2・3は対朝廷政策に関する老中奉書の写しが記録されている。163は万治二年(一六五九)以降に老中が京都所司代に与えた指示が記されている。表題からは重矩が京都所司代へ着任するにあたり、京都へ持ち込んだものと考えられる。

これまで、重矩の所司代在任期に関する研究では、正親町家旧蔵史料や中院文書といった公家史料が主に使われてきた。この竹内家文書は板倉家で保管されてきた武家史料であり、所司代として遺した記録である。また、163は重矩が所司代就任にあたり作成した史料と考えられることから、当時の朝幕関係や京都の支配においてい

なる課題を認識していたのか、明らかにすることができているのではないか。

以上が竹内家文書における板倉重矩関係資料の概要である。本稿では、寛文九年（一六六九）靈元天皇の女御として鷹司房子が入内するにあたり、老中とのやり取りを記した「4女御御入内御覚書之留」を翻刻する<sup>(1)</sup>。

#### 【凡例】

- ・本翻刻は刈谷市教育委員会撮影マイクロフィルム「竹内一正家文書」による。
- ・体裁を崩さないように努めた。闕字は一字空き・平出は改行で反映した。
- ・旧字で記されているものに関しては、固有名詞を除き常用漢字に直した。
- ・丁替は「」で付した。
- ・判読が困難な字については、□で囲った。
- ・理解の助けとするため、主要な人物に関しては註を【】で付した。
- ・読点は翻刻者が適宜付したものである。

#### 4 (表紙)

女御御入内

御覚書之留

覚

- 一 女御御入内付而為御入用
- 一 白銀関白殿江被遣候、不大願
- 一 御嘉悦之由、其方迫以御使者被仰
- 一 越候旨承届及言上候、爰許江
- 一 茂為御札飛札被差越候事
- 一 福知山引渡【福知山藩主松平忠房↓朽木植昌に】之上使神尾
- 一 若狭守【元珍】能勢惣十郎【元之】其方宅江去
- 一 廿一日ニ罷越、万端申談候由得
- 一 其意候事
- 一 一條殿【内房】祝言付而、從紀伊中納言殿・
- 一 小倉惣兵衛被差越候、万事其方江
- 一 相伺候間、被存寄候通差図有之
- 一 由尤候事
- 一 舞楽装束不足之分調候儀、
- 一 先可為延引由、伝 奏衆迄被申
- 一 入候、前庭拵置候道具於有之者
- 一 細工人共持参候様子と被相違候処
- 一 拵置候、装束之由ニ而豊田織部・同
- 一 志摩持参候を一覧候へハ、別紙書付
- 一 之通綾穀地其俣にて仕立候ハ無之、
- 一 此分にてハ拵置候とハ難申候よし
- 一 被及挨拶候、然とも四辻殿【公理力】被申やう
- 一 弥被聞届、右之綾穀之代銀可被

相渡欵と被申越候、此分ハ被召上候而

したて差上候様ニ可被申渡候、但

したて候積り考可有之事候、

るかに候間申入候事

一 富田御香物雨宮对馬守【正種・京都町奉行】差上候付而  
以宿次到来得其意候事」

一 松平将監【定房】参府付而、其許江立

寄被遂對話其方迫急之由

承届候事

一 松平主殿頭【忠房】去卅日上京、今度結構

成仕合長崎御用迄被 仰付重盈

難有之旨申之、翌日福知山江被

罷越候由令承知候事

一 井伊掃部頭於領内捕之差越候、

博奕之族被遂穿鑿候処、博奕者

勿論盗人無紛候、掃部頭領分へ

遣之、可行科欵与雨宮对馬守伺之

候得共、掃部頭領内之者にて無之候」

其辺にてはくち又ハ盗も仕候間、於

京都可為斬罪旨被申渡候由尤候事

一 右之はくち打を致訴へ候庄や町之

もの五人名寄之僉議之処、五人之内

三人はくち打盗人之宿仕りいたつら

もの無紛候間、河合助左衛門ニ申渡し

庄やにて斬罪獄門にかけ可然候、残る

二人之内一人者七十余歳之もの其上

乱気故、申様もわけ無之此有之

妻女悪人にて、はくち打盗人之

宿仕候由同類共申たて、一人者一兩度

はくち打之宿仕やうに申候、然と白状」

無之両人之者ハ助左衛門所へ相渡し

其所之もの共に様子相尋、弥僉議

之上追放欵、又女にてもいたつら者

無紛候ハ、斬罪欵存寄之通申越

候様にと助左衛門所へ对馬守より可

申遣之旨被相達候由、令承知候事

一 去二月はくち打斬罪以後分退よ

ろしき町人共、はくち打候訴人

有之而九人捕之糺明之処、京都

頭取之はくち打にて候よし

近日可被行斬罪候、只今迄は

かろきもの斗被行科如此之もの」

不出候、此者共被処嚴科とて京都之

はくち打大形やミ候ハんと被存候、

自今以後何者にてもはくち打候

もの、分斬罪可然之旨、对馬守に

被申渡候由、得其意尤候事

以上

八月廿九日 久世大和守【広之・老中】

稲葉美濃守【正則・老中】

阿部豊後守【忠秋・前老中】

酒井雅楽頭【忠清・大老】

板倉内膳正殿

寛文九酉八月廿九日之御答書九月四日

亥ノ下刻到来」

「一丁空白」

女御御入 内付而

進上物之覺

禁裏

御太刀馬代黄金三枚

女御御方

白銀貳拾枚」

女院御所

同断 甲府宰相殿

右同断 館林宰相殿

右同断 尾張中納言殿

右同断 紀伊中納言殿

右同断 水戸宰相殿

右同断 松平加賀守

右同断 松平越前守

右同断 井伊掃部頭

以上

禁裏

御太刀馬代黄金三枚」

女御御方

白銀貳拾枚 松平新太郎

右同断 松平大隅守

右同断 松平相模守

右同断 松平安芸守

右同断 松平大膳大夫

右同断 細川越中守

右同断 松平右衛門佐

右同断 松平丹後守

右同断 藤堂和泉守

右同断 松平龜千代」

禁裏

御太刀馬代黄金貳枚

女御御方

白銀拾枚

女院御所

同断 松平越後守

右同断 松平讃岐守

右同断 酒井雅楽頭

右同断 保科筑前守

禁裏

御太刀馬代黄金貳枚

女御御方

白銀拾枚 尾張中將殿」

禁裏

御太刀馬代黄金壹枚

女御御方

白銀拾枚 水戸少將殿

禁裏

御太刀馬代黄金貳枚

女御御方

白銀拾枚 佐竹修理大夫

同断 森内記

同断 松平淡路守

同断 丹羽左京大夫

同断 松平出羽守

同断 松平大和守

同断 本多内記

同断 松平下総守

同断 松平土佐守

同断 有馬中務大輔

同断 蜂須賀千松

同断 上杉喜平次

禁裏

御太刀馬代黄金壹枚

女御御方

白銀拾枚

女院御所

同断 阿部豊後守

右同断 稻葉美濃守

右同断 久世大和守

右同断 土屋但馬守

右同断 牧野佐渡守

禁裏

御太刀馬代黄金壹枚

女御御方

白銀拾枚 松平但馬守

同断 松平刑部太輔

同断 松平播磨守

同断 伊達遠江守

同断 宗対馬守

同断 織田山城守

以上

右之通以使者献上候様ニ被申渡

為御心得写進候、以上

土屋但馬守

閏十月十三日

稻葉美濃守

板倉内膳正殿

寛文九西閏十月十三日之御覚書同十七日申ノ下刻到来

先月廿八ヨリ去五日兩度之一書令拜見候

一 鈴木淡路守【重泰・新院附】御目見仕候刻其方儀

御態御尋之趣相達急被存由、得其意候事

一 新院【後西院】御所先月廿五日 若宮御誕生

是者六条殿御腹之由、得其意候事

一 鞍馬寺出家共常々入精堂塔雨もり候」

所も、自分として年々修復いたし寄持成

心入之由、牧野佐渡守【親成・前京都所司代】申上候本堂屋祢

修復料被下候故、弥出家共出精自身

食物もこしらへ被下候、一人有之弟子

沙弥までも手伝に出し、大かたは

出家共作事奉行仕、時により持はこひ

仕、京中にて粗寄持之沙汰有之候、

此比鞍馬口見分之次而に被立寄修復

之様子見分候、本堂不及申内さて

修復いたし一段よく出来候、兼而ハ本堂

斗之修理料被下候處、本堂ハ右之通

山門多宝塔其外堂ニ修復只今仕躰ニ候、

出家共存入寄持之儀とほめ被申候、何連

其言葉にのりて御金を此上に三百兩

程拝領候ハ、大たちたる堂塔不殘

修復可仕と奉願候由、紙面之通委細

承届候、洛中洛外大かた出家社人

無精故、はやく破損仕候と被存候、鞍馬之

出家共ハ一入寄物に被存候由、承届候事

一 石川主殿頭【憲之・淀藩主】御預所之内、水損付而八木被拝

借候様子と百姓共願之通主殿頭より

御勘定奉行まで相伺候処可然旨

申越候段尤被存候由、得其意候事

一 舞楽装束之内綾穀調置候儀、四辻殿」

差図にて織部志摩調候儀無紛候由

両伝 奏より其方江被申渡候間、弥被

召上候様ニ可被仕候、先日差越候帳面に

何之装束者綾穀何尺代銀何程と記

有之候間、様子之承届其上にて仕立

差上候様子可被申付由、承届尤候事

一 高木主水正【正盛・大番頭・室が板倉重矩女】過半気色能候

得とも、当年

中なと御番可勤躰ニ無之候故、御役訴訟

被致候、早速達 上聞御懇之

上意にて御免被成、其方まで難有

被存由、承届尤候事

一 先月中從 御所方色々拝領物之」

書立到来候、女院様【東福門院和子】より重陽之

御服も拝領之由承届候、紙面之通御次而

之刻可及言上候事

一 一条大納言殿御祝言当月廿五廿七兩日

之内之御沙汰のよし、承届候事

以上

九月十一日 土屋但馬守【数直・老中】

寛文九西九月十一日御覚書 稻葉美濃守

同十五日寅上刻到来 阿部豊後守

酒井雅楽頭

板倉内膳正様」

〔一丁空白〕

曇花院殿従先月廿九日露

乱之様御煩玄伯葉御服用候之

処、遂<sup>〔日重〕</sup>従三日林市之進致

療治候得共、不相叶四日御逝去候、

同日昼時分従曇花院殿其方江

被差越使者候、得気色差談<sup>〔</sup>

候故御弟子之儀、新院之姫宮

御願之由被申上候間、左様被心得

候へとの儀候、前底御病氣之段

不被承候由得其意候、紙面之

通及言上候、如承御台様

被聞召候、御愁傷之御事候、以上

土屋但馬守

六月十二日

久世大和守

稻葉美濃守

酒井雅楽頭

板倉内膳正殿

寛文十戌六月十二日之御覚書同十六日午ノ下刻到来

〔以後三丁空白〕

## 注

- (1) 刈谷市教育委員会編『刈谷市史文書目録 3』一九九九年、史料群の伝来は解題による
- (2) 学習院大学史料館編『旧華族史料所在調査報告書 本編1』一九九三年、87板倉勝達の項による
- (3) ここでいう「藩政史料」とは福島藩の職制や職掌に関する史料のことである。板倉家の系図や由緒書などは存在するが、藩主の御用日記などは皆無である。
- (4) ただし、竹内宛の史料群にも幕末関係のものは多い。重原領域は東海道筋に近く、大庄屋の竹内家としても情報の収集は必要だったためと考えられる。
- (5) 『新訂寛政重修諸家譜 第二』板倉重矩の項
- (6) 藤田恒春「京都所司代板倉重矩就任をめぐって」(『日本史研究』二三八、一九八二年)
- (7) 野村玄「寛文期の『叡慮』と江戸幕府」(『ヒストリア』一八二、二〇〇二年、のち『日本近世国家の確立と天皇』清文堂出版、二〇〇六年に収録)
- (8) 田中暁龍①「板倉重矩の京都所司代就任の意義―板倉重矩の誓状をめぐって」(『日本史研究』四六六、二〇〇一年、のち「京都所司代板倉重矩と寛文期の朝幕関係」として『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年に収録)、②「寛文期の禁中女房衆の掟条目と起請文」(『桜美林論考 人文研究』二、二〇一一年、のち「寛文期の禁中女房衆の法制」『正親町家旧蔵書本』を中心に)として『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、二〇一二年に収録)

- (9) 湯谷祐三「京都所司代板倉重矩の知られざる出版活動…その思想と影響」〔名古屋外国語大学外国語学部紀要〕四五・四六、二〇一三―二〇一四年
- (10) 前掲註(8) 田中①論文
- (11) 表題には「女御御入内」とあるが、内容は多岐にわたっている。

【表1】「竹内一正家文書 No.1」のうち、板倉家関係史料群

番号	表題	年代	差出人	請取人	形態	員数	分類
1	(板倉家寄進物の覚)・包	正保3.1.1	板倉主水佑重矩		状	2	②
2	江戸江申上禁中方御口之覚	寛文9.7.10			縦	1	②
3	御奉書并御覚書之留	寛文10.			縦	1	②
4	女御入内御覚書之留	寛文10.			縦	1	②
5	(板倉重矩履歴)	(寛文)			状	1	②
6	(板倉氏系図)	(天和3以降)			状	1	②
7	(板倉周防守の履歴)	元文5.8.26	板倉周防守		状	1	他
8	覚(板倉家歴代当主)	(明和4) 9.9	板倉蔵人		状	1	他
9	系譜之内御尋箇條札書・包	文化7.12.	板倉内膳正		縦	1	他
10	(板倉教之宛助割付)	(明治2) 己巳.1.	行政官	板倉教之助	状	1	③
11	(板倉家由緒書)				縦	1	③
12	(板倉家先祖の覚)				状	1	他
13	(板倉家由緒覚)				縦	1	②
14	嶋原一起御供之抜書				縦	1	②
15	公家衆往来之留書				縦	1	②
16	源忠公御上書写				縦	1	②
17	参州幡豆郡万燈山長円寺御菩提所御寄附之御付物覚				縦	1	他
18	飛鳥井大納言殿正親町大納言殿口上之覚書				縦	1	②
19	飛鳥井大納言殿正親町大納言殿口上之覚書				縦	1	②
20	飛鳥井大納言殿正親町大納言殿口上之覚書				縦	1	②
21	大小名善人評判之事				縦	1	②
22	在京并禁裏御用書				縦	1	②
23	伝奏衆御返答口上之覚写			(板倉内膳正)	縦	1	②
24	両伝奏返答書之留			(板倉内膳正)	縦	1	②
25	(火消出動の祢詞)			板倉内膳正	状	1	③
26	(呼び出し状)・包			板倉内膳正家来	状	2	③
27	猿江御抱屋敷御拝領地被仰付候御書付		板倉甲斐守	板倉甲斐守家来	状	1	①
28	(拝領物)・包				状	4	②
29	(拝領品の覚)・包				状	5	他
30	(板倉領地配分の覚)	寛文4.4.	板倉内膳正	小笠原山城守他1名	状	1	①
31	領知覚・包	寛文12.6.3			状	1	①
32	陸奥国・三河国・上総国福島領郷村高辻帳・包	享保1.12.12	板倉甲斐守	朽木民部少輔他1名	縦	1	①
33	陸奥国・三河国・上総国内領地郷村高辻帳・包	延享3.2.23	板倉式部	秋元撰津守他1名	縦	1	①
34	陸奥国・上総国・三河国内領地郷村高辻帳・包	天保9.10.15	板倉内膳正	本多下総守他1名	縦	1	①
35	内膳正□□様御知行□□御加増御拝領之事				状	1	①
58	(弁事宛札状その他書付の写)	明治1.12.~明治2.1.	板倉他	弁事他	状	1	③
64	(朝幕関係ニ付書付)				縦	1	③
65	(勅定ニ付書付)・前欠		水戸京留守居鶴岡吉右衛門他1		状	1	③
66	(万石以上の面々国産品朝廷江貢献ニ付書付)				横	1	③

番号	表題	年代	差出人	請取人	形態	員数	分類
67	(対外関係ニ付意見書)		処女菅原朝臣董子		縦	1	③
73	(水戸田丸稲右衛門の行列の様子ニ付書付)				状綴	1	③
74	書状(島原の乱ニ付)	(寛永)12.晦	堀田加賀守正成他2名	板倉内膳正	状	1	他
75	書状(内膳正娘縁組ニ付關合)・包	寛政3.5.29	溝口祐之丞海野甚右衛門他1名	板倉内膳正内留主居	状	1	他
76	書状(今度出陣助成ニ付)	寅.8.	慶喜	嚴如	状	1	③
88	書状(出発前福田屋へ入来ニ付)	3.9	板倉勝尚	竹内林衛	状	4	③※
92	書状(安芸殺害ニ付)	3.26	内膳	池田新兵衛他2名	状	1	③
132	書状(御内書頂戴ニ付)	11.14	土屋但馬守数直	板倉石見守	状	1	他
134	書状(歌ニ而拜領仕ニ付)	11.22	板隠岐守	山城守	状	1	他
163	京都江被仰遣候公用之覚書写	万治2.6.2~寛文9.4.21			縦	1	②
164	(赤銅瓢箪ニ付)	寛文4.2.7	後藤四郎兵衛光侶		状	1	②
165	覚(猿楽配当米)・包	(寛政4)子.9.	大久保内膳他12名	板倉内膳正	状	2	①
177	(桑折支配所無宿・無頼之者横行ニ付書付)	寅.6.	桑折御役所他		縦	1	①
185	覚(京都住居被仰付ニ付)	11.			状	1	③
186	井上河内守殿御渡候御書付写				状	1	③
187	禁中方覚書				縦	1	②
188	禁中雜事留書				縦	1	②
190	(桑折百姓一揆の覚)				状綴	1	①
193	(お礼のため目録献上ニ付)				状	1	他
196	御料所取扱方諸書物 乾				縦	1	①
197	(日光山御石碑絵面并妙道院由緒書)					一括	他
202	自臺列以目羽戦隊布列須序之図				状	1	③
208	書札				横半	1	②
209	(天寛日記の目録)				状	1	②
211	京都御系図				折本	1	②
212	林氏系図				縦	1	②カ

分類は下記による。以下のいずれにも分類できないものは「他」とした

①領知支配の史料

②板倉重矩関係史料

③幕末期京都大坂の情報収集史料

※板倉→竹内宛のため、板倉家伝来資料ではないが、内容から③に分類した

【表2】板倉重矩関係資料の内容（暫定版）

番号	表題	内容	所司代
1	(板倉家寄進物の覚)・包	長圓寺等への寄進文書写	
2	江戸江申上禁中方御口之覚	江戸へ出した覚書の控	○
3	御奉書并御覚書之留	老中から届けられた覚書等の留書	○
4	女御入内御覚書之留	老中から届けられた覚書等の留書 内容は女御(鷹司房子)入内以外もあり	○
5	(板倉重矩履歴)	外題「林大学頭様御家補任御召之節、板倉右近様老中江召合候節書付被越候一紙」	
6	(板倉氏系図)	足利泰氏から重矩の孫、重長までの系図	
13	(板倉家由緒覚)	重矩の生い立ちや世間の評判等を集めたもの	
14	嶋原一起御供之抜書	重昌・重矩親子に随従した家臣・浪人等の書上	
15	公家衆往来之留書	公家や寺社から重矩宛てに出された書状の留書	○
16	源忠公御上書写	重矩が政務のあり方や、大名家としてふさわしい縁組について述べた上書の写	
18	飛鳥井大納言殿正親町大納言殿口上之覚書	武家伝奏からの口上覚の留書	○
19	飛鳥井大納言殿正親町大納言殿口上之覚書	同上	○
20	飛鳥井大納言殿正親町大納言殿口上之覚書	同上	○
21	大小名善人評判之事	寛文年間に作られた、武将の性格や評判について記した書物。(重矩は「四徳」の1人として挙げられる)	
22	在京并禁裏御用書	公家とのやり取りを記した記録。(特に靈元天皇や仙洞(後水尾天皇)の意向に従って公家衆が動いている様子が伺える)	○
23	伝奏衆御返答口上之覚写	飛鳥井・正親町両武家伝奏からの口上覚の留書	○
24	両伝奏返答書之留	同上	○
28	(拝領物)・包	禁裏・仙洞等からの拝領物の書上	
163	京都江被仰遣候公用之覚書写	重矩が京都所司代に就任するにあたり、職務に係る過去の覚書を整理したもの	○
164	(赤銅瓢箪二付)	後藤乗真作の「赤銅瓢箪に牛の笄(かんざし)」の代金を支払ったもの	
187	禁中方覚書	門跡の石高、及び親王・公家・地下官人の住所が記されているもの	○
188	禁中雑事留書	表紙に下記の副題あり 寛文九年官位之儀付而 勅問并御請勘例等 近代御即位以後年号改元之例 中務卿親王御元服之事 摂政ト関白ト差別之事 武家伝 奏之次第	○
208	書札	女房奉書等の雛形、及び天皇や公家への書札礼についてまとめたもの	○
209	(天寛日記の目録)	「天寛日記」のうち、島原・天草一揆に関わる簿冊について、書上げたもの(内容の写はなし)	
211	京都御系図	寛文7年時点の天皇・親王家の系譜	○
212	林氏系図	藤原氏の系図(鎌足以降)に、林家(織田信長に臣従した林家)の系譜を追記したもの	

・板倉重矩の京都所司代の職務に関するものについて右に○を付した。

【資料紹介】

中島家文書所収 畠山氏関係および中近世移行期史料

山下智也

はじめに

本稿で紹介する中島家文書は、刈谷藩士で俳人の中島秋拳<sup>①</sup>の家わけ文書群で、当館開館と同時期に新聞等で報道された、豊臣秀吉朱印状の原本を所収する文書群である。開館当初に開催した企画展「初代刈谷藩主 水野勝成展」<sup>②</sup>「鬼日向」のいくさとまちづくり<sup>③</sup>「や令和三年度春期企画展「歴史へのいざない―佐藤コレクションの魅力―」<sup>④</sup>において同朱印状を展示したが、その他にも未紹介の中世〜近世初期の文書があることから、本稿ではそれらを紹介したい。

中島家文書の概要と系譜

中島家文書は、平成二十九年九月二十二日、中島家菩提寺である十念寺において担当学芸員が調査を行い、平成三十一年にかけて寄贈の手続きを進め、当館蔵となった<sup>⑤</sup>。

中島秋拳の俳諧関係史料を含む近世以降の文書群と、中世文書の写や近世初期の文書群に大別され、中世文書の写などは縦五一・〇<sup>⑥</sup>、横三二・五<sup>⑦</sup>、高さ一六・〇<sup>⑧</sup>の箱<sup>⑨</sup>に収められている。ここには先祖をたどり、当時より所持していた文書も記録される「系譜」

が残されている。この「系譜」(縦帳、縦26・5<sup>⑩</sup>、横18<sup>⑪</sup>)によれば、中島家は畠山氏の流れを汲むとされている<sup>⑫</sup>。中島家文書には、紀伊国の利生護国寺文書<sup>⑬</sup>をはじめとして畠山氏の受発給文書の写<sup>⑭</sup>が複数収められている。中島家と畠山氏とのつながりは「系譜」のみに頼らざるを得ないが、畠山氏関係文書の写を作成することにより、関連性を見出そうと試みていたと考えられる。

「系譜」には家伝の文書について記した部分あることから、以下に引用する。

伝来家蔵目録

- 將軍普光院義教公御内書 一通
- 將軍慈照院義政公御内書 一通
- 南都法親王令旨 一通
- 一乗院一品
- 沙弥持国ノ事 直判 一通
- 応永卅一年十月十三日 持国直判 一通
- 六月十一日 尚慶直判 一通
- 十二月十七日 清右衛門殿之書状相添 一通
- 右三通
- 文明十年十二月廿四日 右衛門佐 基家
- 延徳三年三月廿一日

七月六日 義豊

天文十二年 在氏

五月十六日 徳本

天文廿三年正月廿八日 隅田組五十人一紙連判

右六通者扣也

(中略)

大永五年八月廿七日 繪旨写 一通

右仙人翁是吉賜 此子孫八木村市郎右衛門

太閤秀吉公 加藤主計頭工  
賜朝鮮国下知状 御朱印 一通

武田勝頼候 曾根内匠介工  
賜下知状 御朱印 一通

右ハ外戚ヨリ伝来ノ物也

畠山家に関する文書や外戚からの伝来とする豊臣秀吉朱印状・武田家朱印状等家伝の宝物として記載しているが、文書一覧にある通り、里見義弘や渡辺治綱の書状など記載の無い文書もあり、系譜編纂後に収集した文書も存在する。

以下では、中島家文書のうち中世・織豊・近世初期の文書全十八点を翻刻し、簡単な解説を付して紹介したい。

## 注

(1) 中島秋拳は、安永二年(一七七三)刈谷藩士中島左守高賛の嫡子として生まれた。享和二年(一八〇二)致仕・雑髪して俳諧の道を志し、鶴田卓池の紹介で井上士郎の門に入った。小垣江村に設けた曙庵を根拠とし、全国へ旅に出て紀行文を書き記すなど俳諧行脚、興行に活躍した(『刈谷市史 第二巻 近世』八三九―八四〇頁)。

(2) 天正二十年三月二十三日付、加藤清正宛。名古屋博物館編『豊臣

秀吉文書集五』(吉川弘文館、二〇一九年)に三九九五号として所収。それまでは『黒田家譜』に同文で西国諸大名に宛てた朱印状の写(『同文書集』三九六号)が載せられるのみであったが、この発見は『黒田家譜』の当該部分を裏付けるものとなった。

(3) 会期：平成三十一年三月二十四日～五月十九日。同展の展示図録には図版および翻刻を掲載した。

(4) 会期：令和三年四月二十四日～六月六日。

(5) 寄贈までの経緯は、当館開館以前(筆者入庁以前)のことであるため、寄贈までの経緯をまとめた記録に基づくものである。

(6) 黒漆塗で金の五七桐紋が入れている。蓋の裏には、朱で二つ引両紋が描かれ、「畠山末裔」の印が押されている。五七桐、二つ引両は畠山家の家紋である。紐は片側が切れている。

(7) 表題「系譜」。内題に「畠山家系譜」とあり、冒頭には「鎮守府諸軍義家」からの系図を載せる。特に畠山政長、尚順、植長についての事蹟が詳述されている。

(8) 利生護国寺文書の原本は、現在三巻の卷子に仕立てられている。一巻は縁起、残りの二巻は文書が張り継がれている。ひとつは四至案や寄進状など、もうひとつは院宣や寺領安堵などが収められており、畠山氏からの文書は後者の所収である。

(9) 奥書などから、写は主に小松大学重遠という人物による作成である。その他の筆跡も見られることから、重遠のみによるものではないが、中島家の系譜をたどり、畠山氏関係文書を調査した中心人物である。

中島家文書 中世～近世初期文書一覧

No.	文書名	年代	差出	宛所	備考	「系譜」への記載
1	畠山満家判物写	応永31年10月13日	沙弥（花押影）	利生護国寺住持	「系譜」差出者誤認	（有）
2	畠山持国書状写	年未詳5月16日	徳本（花押影）	利生護国寺		有
3	畠山尚慶判物写	（明応7年）7月17日	尚慶（花押影）	利生護国寺		有
4	後柏原天皇繪旨写					有
①	後柏原天皇繪旨写	大永5年8月27日	右大弁	参内仙人翁是吉	4-①・②は一紙に書上、 原本：①醍醐寺文書、 ②宝来寺文書	有
②	後柏原天皇繪旨写	大永5年8月27日	右大弁			有
5	畠山氏関係文書写					有
①	畠山義就判物写	文明10年12月24日	右衛門佐判	利生護国寺住持	5-①～④は一紙に書上、 原本：利生護国寺文書 （①橋 IV 402号、②同 407号、③同415号、④ 同469号）	有
②	畠山基家判物写	延徳3年3月21日	基家判	利生護国寺住持		有
③	畠山義豊判物写	年未詳7月6日	義豊判	利生護国寺		有
④	畠山在氏判物写	天文12年11月9日	在氏	護国寺住持		有
6	畠山与惣五郎大夫殿家臣隅田組五十人之内姓名書上	天文23年1月28日				有
7	畠山尾張守宛書状写	年未詳8月13日	（花押影）	畠山尾張守殿		
8	畠山尾張守宛書状写	年未詳8月13日	（花押影）	畠山尾張守殿		
9	足利義植御内書写	年未詳10月8日	（花押影）	畠山次郎とのへ	「系譜」差出者誤認	（有）
10	足利義植御内書写	年未詳10月8日	（花押影）	畠山次郎とのへ	同上	（有）
11	足利義晴御内書写	（大永7年ヵ）2月1日	（花押影）	畠山尾張守とのへ		
12	足利義晴御内書写	（大永7年ヵ）2月1日	（花押影）	畠山尾張守とのへ		
13	足利義晴御内書写	（大永7年ヵ）2月1日	（花押影）	畠山尾張守とのへ		
14	足利義昭書状写	年未詳2月6日	（花押影）	（欠）	裏書には「永禄十二年」とある	
15	里見義弘書状	（元亀元年）7月□7日	義弘（花押）	（欠）		
16	武田家朱印状	天正5年6月7日	奉者：跡部勝資 （竜朱印）	曾禰内匠助殿		有
17	豊臣秀吉朱印状	天正20年3月23日	（朱印）	加藤主計頭とのへ		有
18	渡辺治綱書状	（寛永18ヵ）12月10日	治綱（花押）	本内膳正様		

## 〔凡例〕

- ・旧字、異体字等が使用されている箇所は、常用漢字に改めた。
- ・紙幅の都合により、改行位置を「」で示した箇所がある。
- ・発給者の花押の判定には、瀬野清一郎監修・吉川弘文館編集部編『花押・印象図典』（吉川弘文館、二〇一八年）を適宜参照した。
- また花押の形状が年代の比定に関わる際など、個別論文等にもとめられている花押編年・一覧を用いた部分もある。

## 〔翻刻〕

### ◇1〜4は左の袋一括

（ウワ書）

「畠山公直判 三通

大永之御繪旨写 一」

### 1 畠山満家判物写 縦33・3×横47・7<sup>セ</sup>

（外包紙ウワ書）

「南都宮 畠山尾張守殿」

（内包紙ウワ書）

「南都宮 御消息」

当寺領紀伊国伊都郡隅田庄「免田畠并山林等事、早任」当知行之

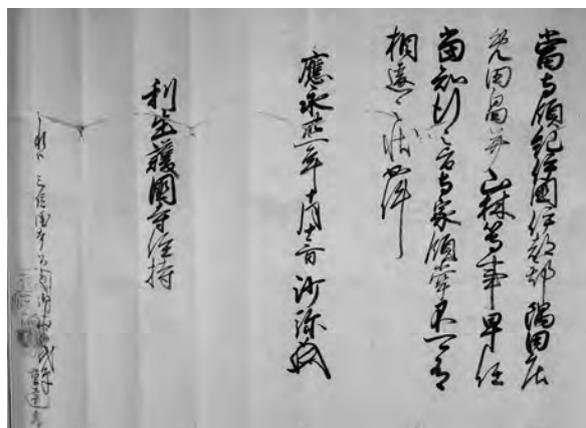
旨寺家領掌不可有」相違之状、如件

応永卅一年十月十三日 沙弥（花押影）

利生護国寺住持

これハ 三位徳本公之御状也、代印

重遠拝



寺のある河内国の守護として発給されたものである。

小松大学重遠による補記の部分には朱印が二種押され、うち一つは「畠山末裔」の印が使用されている。利生護国寺文書に含まれない新出の写。

### 2 畠山持国書状写 縦33・3×横47・7<sup>セ</sup>

巻数并茶百袋」給令悦喜候、特精祈」由承候、本意候、於祈祷者」

弥勢入候也、恐々謹言

五月十六日 徳本（花押影）

利生護国寺 本紙当家二在之、

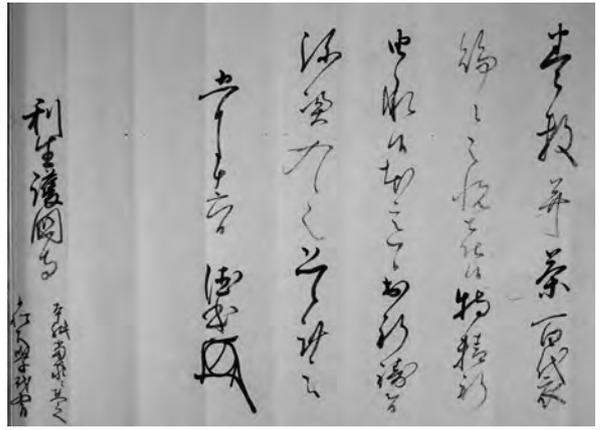
小松大学代書

○小松大学重遠は沙弥を三位徳本と比定している。「系譜」の「伝来家蔵目録」の

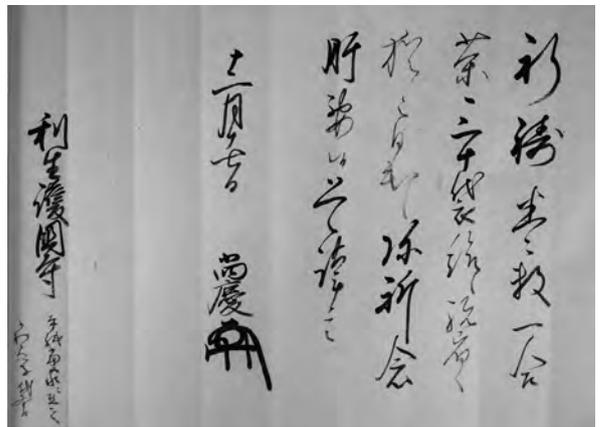
同文書のところには「沙弥持国ノ事」とあり、小松のいう「徳本」は畠山持国を指す。しかし、花押形は持国ものとは異なる。持国の父・満家のものと考えられる。東寺百合文書所収で同じく応永三十一年（一四二四）九月二十四日付の室町幕府管領畠山道端へ満家へ施行状（い函／二二）にある満家花押と比較すると同形である。この時期満家は管領のほか河内・紀伊・越中・伊勢の守護職であり、利生護国

○三位徳本（畠山持国）の署名・花押がある写で、これを代筆した小松大学は、利生護国寺に「本

紙当家二在之」としているが原本は伝わっていない。利生護国寺文書に含まれない新出の写。



持国は、嘉吉元年（一四四一）二月二十七日従三位に叙された際に出家して徳本入道を名乗った。持国は享徳四年（一四五五）に没していることから、その間の発給となる。



の時期には卜山を名乗っていることから（弓倉弘年「畠山尚順の隠居をめぐる」）（同著『中世後期畿内近国守護の研究』清文堂、二〇〇六年）第一部第一章八、本文書の発給は明応七年と考えられる。  
利生護国寺文書に含まれない新出の写。

3 畠山尚慶判物写 縦33・3×横47・7センチ

祈禱卷数一合」茶三十袋給候、祝着候、「猶々目出候、弥祈念」  
肝要候、恐々謹言

十二月十七日 尚慶（花押影）

利生護国寺 本紙当家ニ在之、

小松大学代書

○畠山尚慶（尚順、卜山）は、畠山政長の嫡子で、足利義材（義植）に従った。

尚慶の名乗りは、明応七年（一四九八）の越中下向を機に改名、永正五年までの使用とされている（久保尚文「守護畠山尚慶の一字書出と花押」（同著『越中中世史の研究』桂書房、一九八三年）。同論文によれば、明応八年正月には北河内全土を平定、同年九月以降、細川の奮戦により敗北して河内の所領を失っている。後年再度河内復帰を果たしているが、そ

4 後柏原天皇綸旨写 縦33・1×横50・5センチ ①・②は一紙に書上

① 後柏原天皇綸旨写

下綸旨於我国紀州伊都郡高野山」禁裏御宿坊之事、小田原御所坊也、并唐船、高麗・琉球（略）祈禱守可任先例候、「次下山天野御宿御殿役人参内」仙人翁是吉也、兼又三宮青蓮院有去」子細、高野住山之時は吉種々之忠」節無比類候由、門跡一同奏上叡感」之余、紀州・泉州・堺南北僧俗官位」之御代官永臣可伝家者也」天氣如此書之以状

大永五年八月廿七日

参内仙人翁是吉

② 後柏原天皇綸旨案写

下綸旨我国紀州伊都郡」宝来山額之事

正一位勲八等日本第一大福田」宝来山大明神位也、「天气如此書之以状、

大永五年八月廿七日

右大弁

○①・②はいずれも後柏原天皇繪旨(案)の写であり、まとめて一紙に書き写されている。隅田組や利生護国寺の所在する紀伊国伊都郡の関連文書として収集対象となったということか。

①の宛所である是吉は宝来寺(宝来山大明神)に関係する人物で、同寺は是吉大明神とも呼ばれる。①は醍醐寺文書(函三九一九)に、②は宝来山神社文書に原本があり(東京大学史料編纂所「古文書ユニオンカタログ」より)、うち②は和歌山県立博物館特別展図録「紀伊国梓田荘と文覚井―水とともに生き、水を求めて闘う―(二〇一三年、七六、一八九―一九〇頁)に掲載。文言、形式などに疑義がある。

◇5・6・14は左の袋一括

(ウツ書)

「畠山公御判物写 三通

隅田組五十人姓名并判物写 二通

畠山公寄付之状四通 一紙

公方義昭公判形

○「畠山公御判物写 三通」はNo.1~3のことか。何度か整理され袋も入れ替えられていたと考えられる。

5 畠山氏関係文書写 縦33・3×横47・5<sup>セ</sup>(第一紙)

① 畠山義就判物写

当寺領紀伊国伊都郡隅田庄「免田畠并山林等事、早任」当知行之旨、寺家領掌不可」有相違之状如件

文明拾年十二月廿四日 右衛門佐判

利生護国寺住持

畠山右衛門佐義就之状也、応永六年忠功に」よつて畠山基国当国  
之守護職拝領之」後、代々当国大和、河内、越中等之守護也、「  
右衛門佐八応仁元年乱を発て京都二戦事」十一年、文明九年九月  
河内并当国下向在国也

② 畠山基家判物写

当寺領紀伊国伊都郡隅田庄免田」畠并山林等事、早任当知行」之  
旨寺家領掌不可有相違」之状、如件

延徳三年三月廿一日 基家判

利生護国寺住持

③ 畠山義豊判物写

就雑説之儀卷数」給候、聽而令頂戴候」於祈念者弥憑入候」委細  
者隅田民部丞可申候、「恐々謹言

七月六日 義豊判

利生護国寺

右両通共畠山義就之男弾正少弼」義豊之状也、延徳之比迫八基家  
と云、「其後義豊と改也

④ 畠山在氏判物写

紀伊国伊都隅田内利生」護国寺境内并寺領以下事」帯代々證文、  
当知行之上者、弥領掌」不可有相違之状、如件

天文十二年十一月九日 在氏

護国寺住持

是も義就之子孫上総介在氏」之状也、応仁以来両畠山合戦勝負  
有、「天文七年九月、同十一年三月畠山尾張守」種長二在氏打  
勝テ威勢有、在氏者」当国在と見へたり

右護国寺を隅田八幡宮之奥院たり」先祖累代之鎮守祈願所たるは

記録」之案文如右、此外に 三位徳本公之「御書附之証状墨印  
之一紙在之候」由緒在りていつれも「ひかへこなたに」在之候也、

苗裔  
小松大学 重遠  
代書

○①、④は利生護国寺に原本のある文書（橋本市郷土資料館寄託、和歌山県指定文化財）である。同寺の所在する河内国で守護・半国守護を務めた畠山総州家当主から利生護国寺（住持）に宛てられたもので、中島家文書は、対立した尾張守家・総州家の両畠山家の文書を集めて書き写していたことがわかる。

○応仁の乱の終結する文明九年（一四七七）、分国の実力支配を目指す義就が河内に南向した。

①はその翌年のことで、義就の分国支配を示す事例として挙げられる（弓倉「紀伊守護家畠山氏の家督変遷」同氏前掲著三六頁）。

○②は、延徳三年（一四九一）畠山義就の子基家が利生護国寺に宛てた寺領安堵状。この前年には義就が没し、基家はその跡を継いだことから再安堵したものと考えられる。ただし、この時期の紀北情勢は尾張守政長方が優勢であったとされている（弓倉前掲著三七頁）。

○③は年未詳。原本は七月八日付けとなっている。弓倉弘年氏は、「畠山義就の子孫達」同前掲著、初出一九九一年）において畠山基家が義豊に改名したことを確認しているが、小松の「延徳の比までは基家と云い、その後義豊と改むなり」との記述はそれを補強するものである。

○④について利生護国寺文書所収の原本と比較すると、原本は「伊都郡」で、写は「郡」脱となっている。また原本とは「領掌」の改行位置が異なる。

## 6 畠山与惣五郎大夫殿家臣隅田組五十人之内姓名書上

縦33・3×横47・8<sub>ナゼ</sub>（第一紙）

畠山与惣五郎大夫殿家臣隅田組五十人之内姓名

天文廿三年甲子年正月廿八日之記録

新 俱氏、芋生 秀「森 泰延、小田 秀」松岡 忠、野  
口 澄秀」上田式部 貞信、山内彦八 秀」填坂源介 秀、

上田又七敏貞」森又二 秀、中嶋 忠」又二郎 秀、

平野聖為」平野三郎 善、小西 秀」高坊、岩倉蘆菊」新  
俱、中嶋与七郎」寺地氏、中小法師」井西伊兵衛、伊西喜西」

龜岡、中山鎮十郎 貞」森与三郎 秀、填坂出雲 秀」小

嶋 澄、山内 正」平野 善、上田 貞」中山 貞、横井

守次」松岡彦二郎忠、芋野新助 秀」小嶋与一 澄、松岡

忠」孫兵衛 貞、葛原 忠」一兵衛 俱

天文廿三年甲子月廿八日

以上四拾式人也、式月廿八日書留也、」正月廿八日書初  
也、此通本紙之写二て」右何茂書判在之候、尤熊野午王  
之」表書也、

享保五庚子年五月朔日小松大学重遠代書

（朱印）（印）

○小松大学重遠、享保五年にこれを写しているが、「系譜」には享保十年（一七二五）に西尾城下の鶴ヶ崎八幡宮の摂社に寄進した文書が書き写され、さらに中島家文書には笠原教馬成章からの寄進状の受取（寄付状神納証文）が残されている。このことから、「系譜」の土台となる重遠の畠山氏関係文書収集は享保年間の前半に行われ、その後享保十年以降に「系譜」が編纂されたと考えられる。

## ◇7・8は左の包紙一括

（ウワ書）

「一（墨引） 畠山尾張守とのへ」

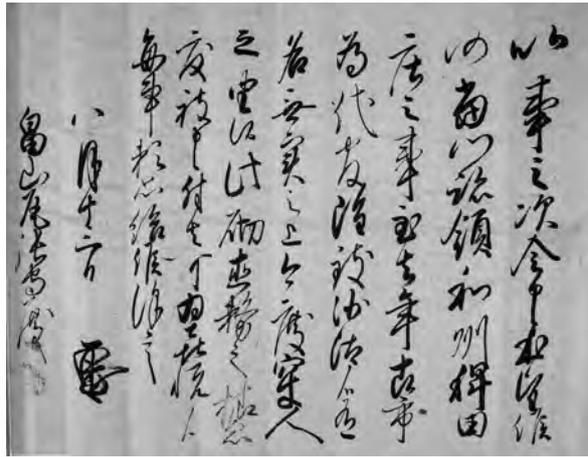
## 7 畠山尾張守宛書状写 縦32・0×横43・5<sub>ナゼ</sub>

以事之次令申出置候、」仍当郷諸領和州稗田」庄之事、至去年古  
市」為代官雖致沙汰候、有」名無実之上、今度牢人」之由候、此

砌直務之様、急」度被申付者、可為喜悅候」毎時頼恐給候、謹言、

八月十三日 (花押影)

畠山尾張守殿



○大和国稗田庄の代官を古市氏に任じて

いたが、有名無実となっていたため、  
牢人となった。直接支配を命じられる  
のは悦ばしいことだとしている。古市

胤栄は、文明元年(一四六九)十二月、  
院宣により御仁和寺領稗田庄の牛飼

給分の徴収を命じられている(『大日  
本史料』第八編三、六四頁)。この際、

一条兼良が介在しており、その兼良  
の花押形と類似しているが、本文書  
との関係は不明でなお検討を要する。

9 足利義植御内書写 縦34・0×横50・2センチ

(包紙ウラ書)

「一(墨引) 畠山次郎とのへ」

(端裏書)

「義政公御筆」

就下山進退之儀、被成」下知処、為礼太刀一腰、馬一疋鶴毛、  
鷲眼万疋到来」神妙候也

十月八日 (花押影)

畠山次郎とのへ



○端裏書では義政とされているが、花押

形は義植(義材・義尹)のものである。

宛所の次郎は畠山尾州家の通称で、義  
植からの発給となれば政長・尚慶(尚  
順)のいずれかとなる。

義植が下山の進退について下知をした  
ところ、畠山次郎から太刀・馬・金  
銭が納められたことに対する礼状で  
ある。

端の下半分が切り取られていることが  
ら、原本の切封を再現したと考えら  
れる。

なお、木下聡編『足利義視・足利義植  
文書集』(戦国史研究会、二〇一九年)

には未掲載の新出の写。

8 畠山尾張守宛書状写 縦30・7×横42・5センチ

以事次令申出置候」一仍当郷諸領和州稗田」庄之事、至去年古市  
為代官雖致沙汰候、有」名無実之上、今度牢人」之由候、此砌  
直務之様、急」度被申付者可為喜悅候」毎度頼恐給候、謹言、

八月十三日 (花押影)

畠山尾張守殿

○7・8は同じ書状の写だが、一部文字の異なる。また筆跡も異なる。

10 足利義植書状 縦30・8×横43・0センチ

(外包紙ウツ書)

「(墨引) 畠山次郎とのへ」

(内包紙ウツ書)

「(墨引) 畠山次郎とのへ」

就下山進退之儀、被」成下知処、為礼太刀」一腰、馬一疋鞆毛、  
驚眼」万疋到来神妙候也

十月八日 (花押影)

畠山次郎

とのへ

○9・10は同文だが、筆跡と改行位置が異なる。料紙も9の方が厚い楮紙となっており、より

古い印象を受ける。外包紙は小松が整理過程で別に作成したものと考えられる。

11 足利義晴御内書写 縦35・3横51・3センチ

(包書ウツ書)

「(墨引) 畠山尾張守とのへ」

(端裏書)

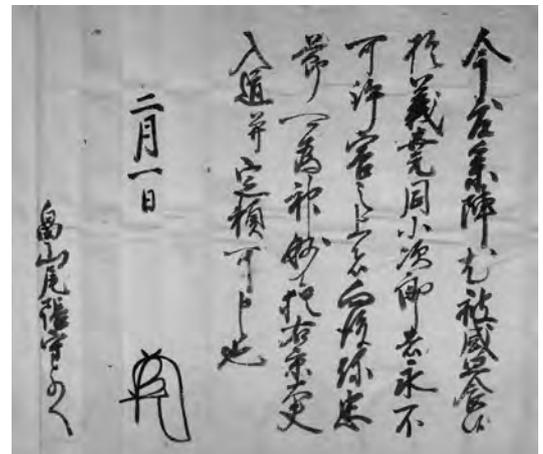
「義満公御筆」

今度参陣尤被感思食候、「猶義堯、同小次郎者永不」可許容之上者、  
向後弥忠」節可為神妙候、猶右京大夫」入道并定頼可申候也

二月一日 (花押影)

畠山尾張守とのへ

○端裏書では足利義満とされているが、本文中の畠山義堯とは世代が異なることから義満はありえず、花押形から義晴と判断される。義晴期の畠山尾張守は種長となる。また小次郎は畠



山義堯の弟の在氏か。また、包紙より元は十月八日付文書同封であった。

右京大夫入道細川高国は、大永六年(一五二六)七月に細川尹賢の讒言を受けて香西元盛を自害させた。これに対し

同年十月、元盛の兄弟波多野元清・柳本賢治は、阿波の細川晴元や三好氏、河内

の義堯らと通じ反旗を翻し、翌年二月十二日から十三日にかけて桂川原で戦っ

た。その結果、高国は義晴を奉じて近江国坂本へ逃げ延びた。一方、晴元は足利

義維を擁して和泉国堺に上陸し、堺公方が成立した。本文書は、この桂川原への出陣要請を承諾した種長への礼状で、大永七年のものと考えられる。

なお、木下昌規編「足利義晴発給文書目録」(同編『シリーズ室町幕府の研究3 足利義晴』戎光祥出版、二〇一七年)には未掲載。

戒光祥出版、二〇一七年)には未掲載。

◇12・13は左の包紙一括。

(表)

「(墨引) 畠山尾張守とのへ」

(同裏)

「二月一日 義満公、御本紙扣付 大学」

12 足利義晴御教書写 縦30・8×横43・0センチ

今度参陣尤被感思食候、「猶義堯、同小次郎者永不」可許容候上者、  
向後弥忠」節可為神妙候、猶右京大夫」入道并定頼可申也

二月一日 (花押影)

畠山尾張守

とのへ

○包紙では前号同様に義満の発給とされているが、花押影は義晴のものである。

13 足利義晴御内書写 縦30・8×横42・5<sup>センチ</sup>

今度参陣尤被感思食候、「猶義堯、同小次郎者永不」可許容之上者、向後弥忠」節可為神妙候、猶右京大夫入道并」定頼可申候也

二月一日 (花押影)

畠山尾張守とのへ

○改行位置が11・12とやや異なるほか、「猶」を「槽」と書き誤って、上から修正している。

14 足利義昭書状写 縦33・7×横46・5<sup>センチ</sup>

(端裏書)

「義昭公」

(奥裏書)

「永禄十二年二月六日可

滝川左近将監一益」

諸国地頭所之事」左近将監

館迄可申」来之条如件、

二月六日 (花押影)

○料紙や筆跡はやや同時代に近い印象を

受けるが、花押の書き方は大きく不慣れな印象で、写と判断される。花

押影が崩れているため判断しづらい



が、水野嶺「足利義昭の栄典・諸役免許の授与」(久野雅司編著『シリーズ室町幕府の研究2

足利義昭』戎光祥出版、二〇一五年)の「表II 足利義昭花押一覽」に照らして公家様II(元亀元年)七月二十五日(元亀二年)三月八日」と推定される。

左近将監は裏書では織田家臣の滝川一益を比定しているが、義昭の奉公衆と考えるべきであろう。久野編著前掲書掲載の「表3. 足利義昭政権幕臣一覽」から、左近将監と名乗る人物は、

申次、詰衆番衆を務めた飯川秋共(千秋左近将監輝秀)か。内容も含め検討の余地がある。

◇15・16・18は左の袋一括

(ウツ書)

「太閤御朱印 義弘墨印

勝頼御朱印 渡辺半蔵文」

○「太閤御朱印」とあり17も元は同袋入であったと考えられる。現在は卷子装にされ、同じ塗箱入り。

15 里見義弘書状 縦31・0×横41・0<sup>センチ</sup> 裏打有

(包紙貼付)

「墨引」 佐々木「」殿 義弘」

尚、明日明後之間、此方へ可有」御越候、

急度令啓候、仍敵動火急之由、從窪田」又四郎被申届候、窪田へ

被越事由候、先々」少可延候て明後此方へ可有御越候、二人三人」

の者を八窪田へ被越候間、□当地へ者無」用二候間、下を八今日

可参由可被仰候、」夫二者隙入不申候者、明日可有御越候、又隙」

入候者、明後可有入来候、恐々謹言、

七月□七日 義弘(花押)



○袖に包紙が貼付けられ、裏打ちが施されている。

年代は、佐藤博信・滝川恒昭「房総里見氏文書集」(千葉大学人文研究第三十七号)所載の花押編年に照らして、本文書は元亀年間(一五七〇―一七三)のものと考えられる。永禄十二年の41号(C)型花押よりも右半分の茄子形が横に広がっており、元亀三年十二月の52号(C)型に近いことから、この間の若干の変化を示すものである。

里見方は、本文書のひと月ほど前にあたる元亀元年六月、千葉氏領の生実城(現千葉市)を攻めるため、窪田山(久保田城、現袖ヶ浦市)に加え、付城普請を進めていたことがうかがえる(井田家文書『戦国遺文 房総編』一三六四号文書。遠山成一「元亀年間における千葉氏と里見氏の抗争に関する一考察」『千葉史学』第七三号、二〇一八年)。本文書は、窪田からの使者である又四郎から「敵」の急襲の報を受けて義弘が対応をしているもので、先の窪田山を巡る情勢に連なるものとして元亀元年に比定され、本文中の「敵」は千葉氏方の軍勢を指すと考えられる。

※内容や花押の年代観、参照すべき文献などについて、滝川恒昭氏・柴裕之氏・細田大樹氏より御教示を得た。

16 武田家朱印状 縦33・3×53・5センチ

定

自駿州至他国初子」□運送之事、自今以後」一向被停止之訖、若

於違背之」<sup>(竊)</sup>者、押置荷物可致言上、速」可被加御成敗之旨、所被仰出也、」仍如件、 跡部大炊助

天正五年 奉之

六月七日(竜朱印)  
曾祢内匠助殿

○前後関係など本文書に関しては、丸島和洋「武田氏の河東二郡支配と興国寺城代曾禰昌世―新出武田家朱印状の紹介を兼ねて―」(『武田氏研究』六〇号、二〇一九年)に詳しいことから、参照されたい。

17 豊臣秀吉朱印状 縦21・5×横125・5センチ 卷子装

去九日之書状今日」廿三日到来、加披見候、」先書二如被仰遣候、对馬守・」摂津守高麗へ定而」可相越候条、其方も」至高麗船付令着」岸、取固候て早々注進」可申候、異国者手ぬるく候」とて、少も不可由断候、」九州・四国・中国衆」何茂高麗へ渡海之」儀、被仰遣候、御先勢」路次つかへ候二付而、廿」五日御動座候、猶以」城々堅相持、皆々申」談無卒尔様可成」其意候也、

三月廿三日(朱印)

加藤主計頭とのへ

○豊臣秀吉が朝鮮出兵(文禄の役)に向け、加藤清正に高麗への渡海を命じたもの。「黒田家譜」に毛利彦岐守他二名に宛てた同内容の写が載せられているが、この原本は、その発給を裏付けるものともなる。図録『開館記念企画展 初代刈谷藩主水野勝成展「鬼日向」のいくさとまちづくり』(刈谷市歴史博物館、二〇一九年)に図版・解説・翻刻を掲載していることから参照されたい。

18 渡辺治綱書状 縦32・0×横45・5センチ

尚々、御六ヶ敷候ハ、（右）□こんニ委被仰下」へく候、之後ハ」と  
及候てなと候、かしく、

貴札忝拜見、頃者手透無御座」御見廻茂不申上、無音背本意存  
候、」然者本多越前守殿へ御感状、伊勢殿」御手前ニ御座候由、  
□□候、御下向之」時分ニ而無御下候ハ、御写し被成候儀、」  
成申間敷候由、得其意奉存候、」当御地へ御座被成候砌、成申義  
ニ而候ハ、」御写可被下候、将又富永半五良ヲ御」自身ハ御討  
不被成、御内衆本多惣右衛門殿」と申仁討取被申候由被仰聞候、  
被入」御念忝承及候、何も貴面万端」可申上候、恐惶謹言、

極月十日 治綱（花押）

（奥・包紙貼付）

「 渡辺半蔵

本内膳正様 治綱」

「 貴報 」

○両端裏側には、絵柄の入った細い紙片が残っており、一度表装されていたようで、元包紙は  
その際に奥に貼り継がれたと考えられる。

発給者の渡辺半蔵治綱は尾張藩の家老を務めた人物で、渡辺守綱の孫にあたる。父は重綱。  
寛永二十年（一六四三）十二月家督を継ぎ、正保二年（一六四五）に従五位下右馬允、承応  
三年（一六五四）に飛騨守に任じられている。

この他、登場する人物について順にみていくと、本文の本多越前守は本多広孝。一次史料で  
は広孝が越前守を名乗っているものは見受けられない。すべて「豊後守」である。『寛永諸家  
系図伝』や『寛政重修諸家譜』では豊後守の後に越前守を名乗ったとある。伊勢殿は本多忠利で、  
岡崎藩主を務めた。本多広孝の曾孫にあたる人物である。正保二年二月没している。富永半  
五良は富永伴五郎忠元である。東条吉良氏家臣で、永禄四年（一五六一）に討死した。本多

惣右衛門の詳細は不明である。

感状に関わるやり取りや、誰を討ち取ったのか確認をしていることから、『寛永伝』の編纂過  
程における事蹟の確認作業において出されたものと考えられるため、発給年は寛永十八年か。

浮世絵における池鯉鮒宿の描かれ方について―東海道物を中心に―

永井 優香子

はじめに

池鯉鮒宿は、東海道の三十九番目の宿場として知られており、現在の愛知県知立市にあたる。そのため、東海道を描いた浮世絵や名所図会に描かれ、当時の様子が絵画資料として今に伝わっている。特に、保永堂版と呼ばれる歌川広重「東海道五十三次之内」【図27】の登場以降、東海道の宿場を描いたシリーズ物の浮世絵は非常に多く制作・販売され、江戸後期の大衆文化に影響を与えたことは、間違いないだろう。

しかし、大衆芸術であり人々への販売を一つの目的とする浮世絵が、正しく当時の各宿場の状況を表していたとは言えない。例えば前述の保永堂版では、雪の降りしきる夜の「蒲原宿」の情景を描くが、実際の蒲原宿ではそのような豪雪が降ることはなく、しんと静まり返る夜という心象風景を表したものとされている。またこの保永堂版には、『東海道名所図会』【図25】からの引用が見受けられ、実際の風景を見て描いたかどうかを疑問視する声も多いほどだ。事実、池鯉鮒宿も『東海道名所図会』から引用された図様であることは、明白である。そしてこの保永堂版を引き継ぐ形で、多くの浮世絵師たちが、東海道の宿場を描き、人々の中に各宿場のイメージを築き上げていくのである。

では、池鯉鮒宿はどのように描かれ、人々に享受されていたのだろうか。今回は、知立市歴史民俗資料館所蔵の池鯉鮒宿を描いた浮世絵を中心に、池鯉鮒宿の描かれ方（モチーフ）の傾向について、焦点をあてる。

このモチーフの分類については、令和二年に刊行された『新編知立市史』別巻八橋編にて、神谷浩氏によって既に論じられている部分ではあるが、本論ではこれを整理し、浮世絵というジャンルにおける池鯉鮒宿のイメージの受容と、そのイメージがどのように使分けられているかについて、分析を試みる。

一 モチーフの分類・整理による池鯉鮒宿のイメージ化について

今回取り上げた池鯉鮒宿の浮世絵を、モチーフごとに分類・整理した【表1】。その結果、池鯉鮒宿を描く際に用いられるモチーフは大別して二種、馬市と八橋（カキツバタおよび在原業平を含む）に分類された。

馬市は、池鯉鮒宿で行われていた馬のマーケットで、これに合わせて、馬以外の商売もあったという。馬市を描くのは、広重の保永堂版「東海道五十三次之内」のほか、広重の師である歌川豊広や、葛飾北斎などが保永堂版以前に池鯉鮒の馬市を描いている。これは

『東海道名所図会』のような先例に倣い、池鯉鮒宿Ⅱ馬市というイメージの影響を受けた結果と考えるとよいだろう。

もう一つのモチーフである八橋は、現在でもカキツバタの名所として名高い場所である。これは当然馬市よりも古く『伊勢物語』の第九段において、在原業平と目される男が、

唐衣 きつゝなれにしつましあれば

はるくきぬる 旅をしぞ思<sup>②</sup>

と詠み、干飯に涙する場面の舞台として登場する。そのため、八橋というモチーフの分類については、カキツバタのみを描いたものや、在原業平あるいはそれに扮する歌舞伎役者も含めている。

この二つのモチーフの共通点は、池鯉鮒宿の宿場から少し離れた場所である、という点である。これは東海道を描いた浮世絵におおむね共通することとも言えるが、宿場そのものは茶屋や旅籠が立ち並ぶ街並みであり、そこに五十三ある宿場の特徴を盛り込もうとするのは、いささか苦しい試みである。各宿場の該当する地域の中で、特徴的なもの・こと、そして場所を描き、他の宿場との図様の差別化を図るのは、当然の工夫と言えよう。

この二つのモチーフごとに、作品を分類・整理してみると、次の点が見えてくる。

①大判（特に大判の豎絵）には、人物像を伴う八橋のモチーフを多く描き、逆に中判・小判では、風景を主とする馬市を描くことが多<sup>①</sup>い。【表1】

②嘉永五年（一八五二）頃を境に、馬市を描いた作品は減少して

いるが、八橋を描いた作品は継続して制作されている。【表2】このことから、モチーフ、つまり池鯉鮒宿の描かれ方については、何か意図的な選択がなされているように考えられる。

まず①の判型とモチーフの選択について考察する。池鯉鮒宿のみならず、東海道を描いたシリーズ（東海道物）全般に言えることであろうが、縦長の画面は人物を描くことに適している。人物は、顔のみの像・胸像・全身像、どれをとってもおおむね縦長の形をしている。この縦長のモチーフを画面いっぱい収めることを考えると、おのずと判型は豎の判を使うことになる。役者絵や美人画と呼ばれるジャンルの浮世絵も多くは豎の判で、横長の画面を形成する三枚続の作品も、一枚ずつ見れば豎の判である。特に役者絵・美人画は当時のプロマイド的側面もあったというから、顔や体の特徴をなるべく大きく表現しようとする。その表現方法が、後発ジャンルである名所絵、そして東海道物などに役者絵・美人画の要素を落とし込んだ三代歌川豊国「東海道五十三次の内（役者見立東海道）」【図9】に反映されているのではないだろうか。

それに対して、横長の画面は風景を主とする場合に用いられている。街道を右から左へと進んでいく構図が多い東海道物は、横長の画面にすることで、よりパノラマ的な効果を持つことになり、街道沿いの雄大な景色や人々の営みを表すことができる。描かれる木々や人の生活というものは、叙情的な感覚を呼び起こすためのパーツであって、それ単体をクローズアップする必要がない。そのため、横判の東海道物に登場する人物は、簡潔な筆致で描かれ、特定の個人ではなく不特定の人間として表現されている。これは、現代ほど気軽に、短時間で旅行を楽しむことができなかつた人々が、東海道

物などの名所絵を見て、その画面の中に自己を投影し、旅に行かなくても旅先を疑似体験することを可能にする。その没入感を得るために、なるべく風景は横長のパノラマで、人物の表現は個人に帰属する特徴を捉えない作品が多いのではないかと推測される。無論『東海道名所図会』で、見開きページという横長の画面であることも、名所絵に横判を用いることなる理由の一つであろう。

次に②の時代の経過におけるモチーフ選択を考える。馬市については、嘉永五年までに刊行された蔦吉版と呼ばれる広重の東海道五十三次を最後に、そのモチーフが用いられていない。慶応年間に二代目歌川広重が再び描くまで、東海道物に登場しないのである。一方、八橋を描く作品は安政年間以降も継続して描かれている。その上、蔦吉版以降も風景画としての東海道物が刊行されているにも関わらず、馬市というモチーフだけがぱったりと姿を消しており、代わりに松並木や大名行列といった、池鯉鮒宿だけの特色というわけでもない、ありきたりな場面が選択されている。保永堂版で採用された馬市というモチーフが、突然取り扱われなくなった理由は、何であろうか。推測される理由の一つとして、池鯉鮒宿の馬市の縮小があったと考えられる。

馬市の賑わいについては、万治三年（二六六〇）頃に成立した『東海道名所記』を皮切りに、元禄九年（一六九六）に著わされた『東遊行囊抄』に記される<sup>3</sup>。馬を出して、売り買いをするほか、馬以外の市が立ち並び、歌舞伎やからくり人形のような見世物が軒を連ね、傾城つまり遊女が多く集まる。また『刈谷町庄屋留帳』には、宝永八年（一七一七）に次のような覚が書き留められている。

覚

於池鯉鮒近々馬市<sup>二</sup>付、操・かふき芝居色々有之候間、御家中男女子<sup>並</sup>下々至迄、為見物市中池鯉鮒へ参候儀、御停止被仰出候、尤御役人被差出候、右之趣相触可申旨、御家老中被仰渡候、已上

四月十三日

横目中

刈谷町・市原町 御在宿中<sup>4</sup>

刈谷城下に住まう人々に対して、池鯉鮒宿で行われる馬市およびそれに付随する歌舞伎やからくりを見物しに行くことを、老若男女問わず、やめるように求めている。これは逆説的に、刈谷の人々の馬市とその際の興行に対する関心の高さを窺わせるものとして、ひいては馬市の賑わいを示すものとして捉えられる。さらに、寛政九年（一七九七）の『東海道名所図会』には、馬を四〇〇から五〇〇疋繋いでいたことが記されており、近隣から多くの馬方・馬借が集まるとしている。挿絵に描かれた人馬の密集具合からも、実に盛況な市であったことは想像に難くない。

しかしながら、このように大変な賑わいを見せていたはずの馬市の期間が、年代を経るごとに短くなっていったという。『新編知立市史』では、四月初旬から五月五日の約一か月開催されていた馬市が、享保十五年（一七三〇）には四月下旬から五月五日に縮められていたことが明らかにされている。明治十三年の「山町永代帳」にいたっては、出された馬も三〇〇疋に減少し、興行は三日間のみとなってしまっており、名ばかりの馬市となり寂しい、と記される。文化・文政期（一八〇四〜一八三〇）に起こる旅行ブームとは裏腹に、

馬市の賑わいは、早くから陰りを見せていたのではないだろうか。そうであれば、池鯉鮒宿を代表するモチーフとして馬市を表現するのは、名所絵に端を発する東海道物の場面にはふさわしくない。そのため、古くからの名跡として知られる八橋が、池鯉鮒宿のモチーフとして選択されやすくなったのではないかと考える。

## 二 まとめと今後の検討課題について

今回は、東海道物における池鯉鮒宿の描かれ方について、保永堂版『東海道五十三次之内』を筆頭とする、東海道を描いたシリーズ物の中で考察した。モチーフを抽出・整理する中で、判の縦横によって、馬市を描くか、八橋を描くかが選択されていることを指摘した。また嘉永五年頃を境に、馬市が描かれなくなった理由として、池鯉鮒宿の馬市そのものの縮小を挙げ、実際の馬市の様子と、これまで描かれてきた賑わいと合致しないことから、馬市というモチーフを選ばなかったのではないかと結論づけた。

しかし、この結論は尚早であり、東海道の他の宿場との比較や、各シリーズ物がどういった経緯や意図で制作されていたのかを検討していない。今後、引き続き東海道物のモチーフ整理に努め、その中で改めて、池鯉鮒宿のモチーフの位置づけを考えたい。

## 注

(1) 神谷浩「浮世絵に描かれた八橋・知立」『新編知立市史 別巻八橋編』

〔編〕知立市史編さん委員会、二〇二〇〕所収〕

(2) 堀内秀晃・秋山虔校注『新日本古典文学大系 17 竹取物語 伊勢物語』

〔刊行〕岩波書店、一九九七〕 八八頁

(3) 『新編知立市史 4 資料編 近世』〔編〕知立市史編さん委員会、

二〇二〇〕 三五～三六頁

(4) 『刈谷町庄屋留帳 第一巻』〔編〕刈谷市教育委員会、五七頁

〔付記〕本稿執筆にあたり、知立市歴史民俗資料館 学芸員 一柳尚子氏にご協力いただきました。感謝申し上げます。

【表1】(判型別)

図	モチーフ	馬市	八橋	資料名	絵師	刊行年	版元	判型	
1	馬市	○		池鯉鮒 五拾五枚之内	勝川春扇(二代春好)	文化12~文政3年 (1815~1820)	—	大判	縦
2	八橋、杜若、在原業平		○	風流六花撰内 かふよ花	歌川国貞(三代豊国)	天保年間 (1830~1844)	山本平吉	大判	縦 三枚続
3	雪、道中			契情道中双鯉(見立吉原五十三對) ちりふ	溪斎英泉	文政年間 (1818~1830) 未頃	蔦屋吉蔵	大判	縦
4	松並木			池鯉鮒	溪斎英泉	天保年間 (1830~44) 後期頃	蔦屋吉蔵	大判	縦
5	八橋、杜若、在原業平	○		東海道五十三對 池鯉鮒	歌川国芳	天保14~弘化4年 (1843~47) 頃	伊場屋仙三郎	大判	縦
6	八橋、杜若	○		源氏雲拾遺 八橋	歌川国芳	天保14~弘化4年 (1843~47) 頃	伊勢屋市兵衛	大判	縦
7	杜若	○		東海道張交図会 赤坂・藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海	歌川広重	弘化4~嘉永5年 (1847~52) 頃	伊場屋仙三郎	大判	縦
8	杜若、在原業平	○		五十三次張交 藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海	歌川広重	嘉永5年(1852)	和泉屋市兵衛	大判	縦
9	杜若、在原業平	○		東海道五十三次の内 池鯉鮒 業平	三代歌川豊国	嘉永5年(1852)	伊勢屋兼吉	大判	縦
10	八橋、在原業平	○		双筆五十三次 池鯉鮒 八ツ橋村杜若の古蹟	歌川広重・三代歌川豊国	安政元~2年 (1854~55)	丸屋久四郎	大判	縦
11	八橋	○		五十三次名所図会 池鯉鮒 八ツ橋むら杜若の古せき	歌川広重	安政2年(1855)	蔦屋吉蔵	大判	縦
12	八橋、杜若、在原業平	○		東海道名所之内 池鯉鮒八ツ橋	三代歌川豊国	文久3年(1863)	海老屋林之助	大判	縦
13	知立神社?			東海道之内 池鯉鮒 有松之景	豊原国周	文久3年(1863)	—	大判	縦
14	—			東海道 池鯉鮒	二代歌川広重	文久3年(1863)	海老屋林之助	大判	縦
15	—			東海道五十三次一覽	二代歌川広重	文久3年(1863)	—	大判	縦 10枚続
16	八橋(無量寿寺)、松並木、知立神社	○		末廣五十三次 池鯉鮒	五雲亭貞秀	慶応元年(1865)	辻岡屋文助	大判	縦
17	馬市、(知立神社カ)、三木十左エ門	○		東海道一ト眼千両 池鯉鮒 三木十左エ門	二代歌川広重・豊原国周	慶応3年(1867)	具足屋喜兵衛	大判	縦
18	八橋、杜若、在原業平	○		書画五十三駅 駿河池鯉鮒八ツ橋古事	歌川芳虎・歌川重清・歌川貞春	明治5年(1872)	沢村屋清吉	大判	縦
19	馬市	○		東海道五十三次之内 池鯉鮒ノ図	歌川国貞(三代豊国)	天保7年(1836) 頃カ	佐野屋喜兵衛	中判	縦
20	馬市	○		東海道五拾三駅 池鯉鮒	立祥(二代広重)	慶応元年~明治2年 (1865~1869)	—	中判	縦
21	鯉			東海道五十三次 池鯉鮒(絵本駅路之鈴)	葛飾北斎	文化年間 (1804~1817) 頃	伊勢屋利兵衛	中判	縦 一枚物
22	松並木			五十三次 池鯉鮒	歌川広重	嘉永5年(1852)	村田屋市五郎	中判	縦
23	馬市	○		東海道名所 池鯉鮒	歌川豊広	享和~文化年間 (1801~17) 頃	—	小判	縦
24	駕籠(いも川)			道中ひざくり毛 池鯉鮒	十返舎一九	—	—	小判	縦
25	馬市	○		東海道名所図会	(編/秋里籬島)	寛政9年(1797)	—	冊	縦
26	八橋、杜若、在原業平	○		八つはしの図	歌川国貞(三代豊国)	天保年間 (1830~1844)	山口屋藤兵衛	大判	横
27	馬市	○		東海道五拾三次之内 池鯉鮒	歌川広重	天保3~4年 (1832~33) 頃	保永堂	大判	横
28	八橋	○		諸国名橋奇覽 三河の八つ橋の古図	葛飾北斎	天保5年(1834) 頃	西村屋与八	大判	横
29	松並木			東海道五拾三次 池鯉鮒	歌川広重	弘化4~嘉永5年 (1847~52) 頃	丸屋清治郎	大判	横
30	八橋、杜若、在原業平	○		八ツ橋図	葛飾北斎	—	—	大判	横 一枚物
31	松並木			東海道五拾三次之内 池鯉鮒	歌川広重	天保年間 (1830~44) 後期	江崎屋辰蔵・江崎屋吉兵衛	間判	横
32	逢妻川			東海道中栗毛弥次馬 池鯉鮒	落合芳幾	万延元年(1860)	品川屋久助	中判	横
33	茶屋			東海道五拾三次 池鯉鮒	歌川広重	天保年間 (1830~44) 未頃	佐野屋喜兵衛	中判	横
34	馬市	○		東海道五十三次之内 池鯉鮒	歌川広重	弘化4~嘉永5年 (1847~52) 頃	蔦屋吉蔵	中判	横
35	八橋、知立神社(池鯉鮒明神)	○		東海道中五十三駅狂画 池鯉鮒	葛飾北斎	享和4年(1804) 頃	—	小判	横 一枚物
36	馬市	○		東海道 池鯉鮒	葛飾北斎	文化初年(1804) 頃カ	—	小判	横 一枚物
37	馬市	○		東海道五拾三次之内 池鯉鮒	歌川広重	弘化年間(1844~48)	有田屋清右衛門	小判	横
38	馬市	○		池鯉鮒	不明	—	—	小判	横

【表2】(年代順)

図	モチーフ	馬市	八橋	資料名	絵師	刊行年	版元	判型	
25	馬市	○		東海道名所図会	(編/秋里籬島)	寛政9年(1797)		冊 豎	
23	馬市	○		東海道名所 池鯉鮒	歌川豊広	享和~文化年間 (1801~17)頃	—	小判 豎	
21	鯉			東海道五十三次 池鯉鮒 (絵本駅路之鈴)	葛飾北斎	文化年間 (1804~1817)頃	伊勢屋利兵衛	中判 豎	一枚物
35	八橋、知立神社 (池鯉鮒明神)	○		東海道中五十三次狂画 池鯉鮒	葛飾北斎	享和4年(1804)頃	—	小判 横	一枚物
36	馬市	○		東海道 池鯉鮒	葛飾北斎	文化初年(1804)頃カ	—	小判 横	一枚物
1	馬市	○		池鯉鮒 五拾五枚之内	勝川春扇 (二代春好)	文化12~文政3年 (1815~1820)	—	大判 豎	
2	八橋、杜若、在原業平	○		風流六花撰内 かぶよ花	歌川国貞 (三代豊国)	天保年間 (1830~1844)	山本平吉	大判 豎	三枚統
3	雪、道中			契情道中双録 (見立吉原五十三對) ちりふ	溪斎英泉	文政年間 (1818~1830) 末頃	葛屋吉蔵	大判 豎	
26	八橋、杜若、在原業平	○		八つはしの図	歌川国貞 (三代豊国)	天保年間 (1830~1844)	山口屋藤兵衛	大判 横	
27	馬市	○		東海道五拾三次之内 池鯉鮒	歌川広重	天保3~4年 (1832~33)頃	保永堂	大判 横	
28	八橋	○		諸国名橋奇覧 三河の八つ橋の古図	葛飾北斎	天保5年(1834)頃	西村屋与八	大判 横	
19	馬市	○		東海道五十三次之内 池鯉鮒ノ図	歌川国貞 (三代豊国)	天保7年(1836)頃カ	佐野屋喜兵衛	中判 豎	
4	松並木			池鯉鮒	溪斎英泉	天保年間 (1830~44) 後期頃	葛屋吉蔵	大判 豎	
31	松並木			東海道五拾三次之内 池鯉鮒	歌川広重	天保年間 (1830~44) 後期	江崎屋辰蔵・江崎屋吉兵衛	間判 横	
5	八橋、杜若、在原業平	○		東海道五十三對 池鯉鮒	歌川国芳	天保14~弘化4年 (1843~47)頃	伊場屋仙三郎	大判 豎	
6	八橋、杜若	○		源氏雲拾遺 八橋	歌川国芳	天保14~弘化4年 (1843~47)頃	伊勢屋市兵衛	大判 豎	
33	茶屋			東海道五拾三次 池鯉鮒	歌川広重	天保年間 (1830~44) 末頃	佐野屋喜兵衛	中判 横	
37	馬市	○		東海道五拾三次之内 池鯉鮒	歌川広重	弘化年間 (1844~48)	有田屋清右衛門	小判 横	
7	杜若	○		東海道張交図会 赤坂・藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海	歌川広重	弘化4~嘉永5年 (1847~52)頃	伊場屋仙三郎	大判 豎	
29	松並木			東海道五拾三次 池鯉鮒	歌川広重	弘化4~嘉永5年 (1847~52)頃	丸屋清治郎	大判 横	
34	馬市	○		東海道五十三次之内 池鯉鮒	歌川広重	弘化4~嘉永5年 (1847~52)頃	葛屋吉蔵	中判 横	
8	杜若、在原業平	○		五十三次張交 藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海	歌川広重	嘉永5年(1852)	和泉屋市兵衛	大判 豎	
9	杜若、在原業平	○		東海道五十三次の内 池鯉鮒 業平	三代歌川豊国	嘉永5年(1852)	伊勢屋兼吉	大判 豎	
22	松並木			五十三次 池鯉鮒	歌川広重	嘉永5年(1852)	村田屋市五郎	中判 豎	
10	八橋、在原業平	○		双筆五十三次 池鯉鮒 八つ橋村杜若の古蹟	歌川広重・三代歌川豊国	安政元~2年 (1854~55)	丸屋久四郎	大判 豎	
11	八橋	○		五十三次名所図会 池鯉鮒 八つ橋むら杜若の古せき	歌川広重	安政2年(1855)	葛屋吉蔵	大判 豎	
32	逢妻川			東海道中栗毛次馬 池鯉鮒	落合芳幾	万延元年(1860)	品川屋久助	中判 横	
12	八橋、杜若、在原業平	○		東海道名所之内 池鯉鮒八つ橋	三代歌川豊国	文久3年(1863)	海老屋林之助	大判 豎	
13	知立神社?			東海道之内 池鯉鮒 有松之景	豊原国周	文久3年(1863)	—	大判 豎	
14	—			東海道 池鯉鮒	二代歌川広重	文久3年(1863)	海老屋林之助	大判 豎	
15	—			東海道五十三次一覽	二代歌川広重	文久3年(1863)	—	大判 豎	10枚統
16	八橋(無量寿寺)、松並木、知立神社	○		末廣五十三次 池鯉鮒	五雲亭貞秀	慶応元年(1865)	辻岡屋文助	大判 豎	
20	馬市	○		東海道五拾三駅 池鯉鮒	立祥 (二代広重)	慶応元年~明治2年 (1865~1869)	—	中判 豎	
17	馬市、(知立神社カ)、三木十左エ門	○		東海道一ト眼千両 池鯉鮒 三木十左エ門	二代歌川広重、豊原国周	慶応3年(1867)	具足屋喜兵衛	大判 豎	
18	八橋、杜若、在原業平	○		書画五十三次 駿河池鯉鮒八つ橋古事	歌川芳虎、歌川重清、歌川貞春	明治5年(1872)	沢村屋清吉	大判 豎	
30	八橋、杜若、在原業平	○		八つ橋図	葛飾北斎	—	—	大判 横	一枚物
38	馬市	○		池鯉鮒	不明	—	—	小判 横	
24	駕籠(いも川)			道中ひざくり毛 池鯉鮒	十返舎一九	—	—	小判 豎	

図版

※すべて知立市歴史民俗資料館蔵

【図1】勝川春扇「池鯉鮒五拾五枚續之内」



【図3】溪斎英泉

「契情道中双嫁(見立吉原五十三對)ちりふ」



【図2】歌川国貞「風流六花撰内 かふよ花」



【図4】 溪斎英泉「池鯉鮒」



【図5】 歌川国芳「東海道五十三對 池鯉鮒」



【図6】 歌川国芳「源氏雲拾遺 八橋」



【図7】 歌川広重「東海道張交図会 赤坂・藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海」



【図8】 歌川広重「五十三次張交 藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海」



【図10】 歌川広重・三代歌川豊国「双筆五十三次 池鯉鮒 八ッ橋村杜若の古蹟」



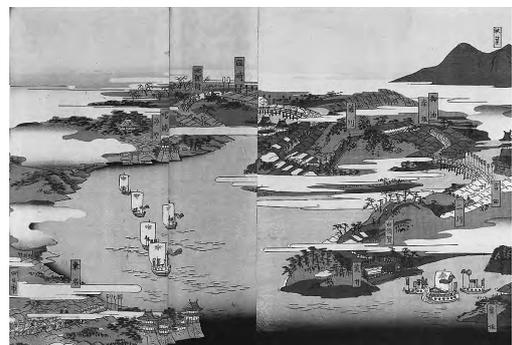
【図11】歌川広重「五十三次名所図会  
池鯉鮒 八つ橋むら杜若の古せき」



【図13】豊原国周  
「東海道之内 池鯉鮒 有松之景」



【図15】二代歌川広重  
「東海道五十三次一覽」(部分)



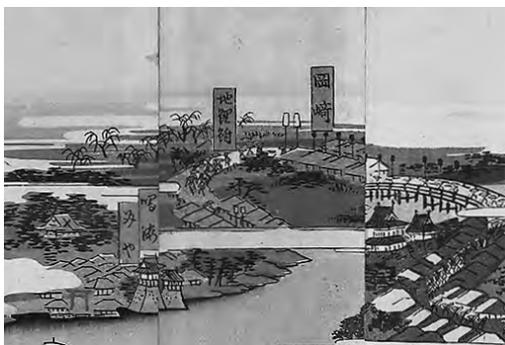
【図12】三代歌川豊国  
「東海道名所之内池鯉鮒八ツ橋」



【図14】二代歌川広重「東海道 池鯉鮒」



【図15】(部分拡大)





【図17】二代歌川広重・豊原国周  
「東海道一丁 眼千両 池鯉鮒 三木十左門」



【図16】五雲亭貞秀  
「末廣五十三次 池鯉鮒」



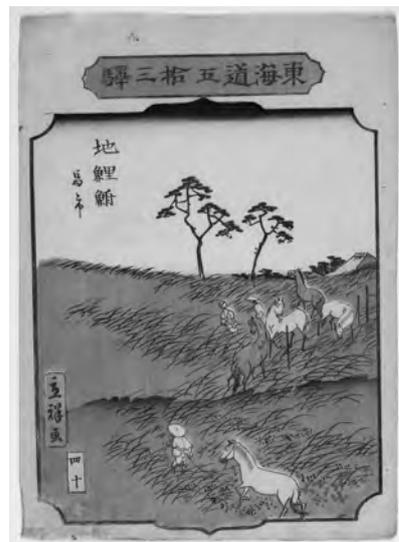
【図19】歌川国貞（三代豊国）  
「東海道五十三次ノ内 池鯉鮒ノ図」



【図18】歌川芳虎・歌川重清・歌川貞春  
「書画五十三次 駿河池鯉鮒八ツ橋古事」



【図21】葛飾北斎  
「東海道五十三次 池鯉鮒」



【図20】立祥（二代広重）  
「東海道五拾三次 池鯉鮒」

【図22】歌川広重「五十三次 池鯉鮒」

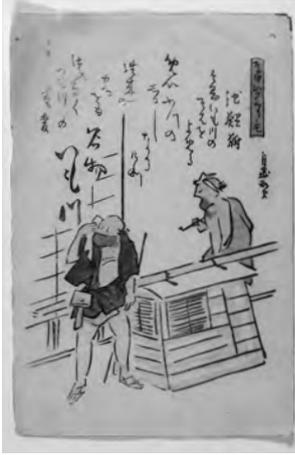


【図23】歌川豊広「東海道名所 池鯉鮒」



【図24】十返舎一九

「道中ひざくり毛 池鯉鮒」



【図25】『東海道名所図会』 池鯉鮒驛



【図26】歌川国貞（三代豊国）  
「八つはしの図」



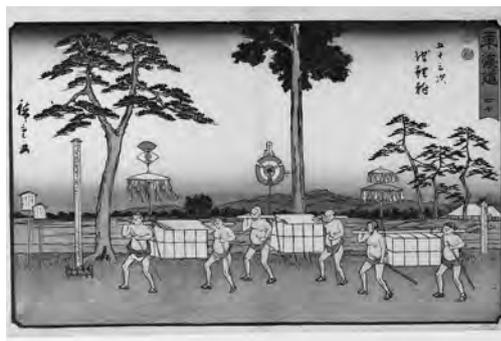
【図28】葛飾北斎

「諸国名橋奇覧 三河の八つ橋の古図」



【図29】歌川広重

「東海道五拾三次 池鯉鮒」



【図31】歌川広重

「東海道五拾三次之内 池鯉鮒」



【図33】歌川広重

「東海道五拾三次 池鯉鮒」



【図30】葛飾北斎「八ッ橋図」



【図32】落合芳幾

「東海道中栗毛弥次馬 池鯉鮒」(部分)



【図34】歌川広重「東海道五十三次之内」



【図35】 葛飾北斎

「東海道中五十三駅狂画 池鯉鮒」



【図37】 歌川広重

「東海道五拾三次之内 池鯉鮒」



【図36】 葛飾北斎 「東海道 池鯉鮒」



【図38】 「池鯉鮒」



フォーラム 2014 シンポジウム pp.75-85

大工原豊 2017 「石鏃を中心とする押圧剥離系列石器群の石材別広域編年の整備」『科学研究費基盤研究 C 報告』

工藤雄一郎 2009 「有舌尖頭器と石鏃」『縄文はいつから！？—1万5千年前になにがおこったのか—』国立歴史民俗博物館 p.42

次加工に押圧剥離が用いられていることを考えると、草創期前半以降のものである可能性が高いと思われる。

## 5 まとめ

中条遺跡で採集されたとされる縄文時代草創期前半の隆起線文土器段階に位置付けられてきた石器について再度資料報告及び帰属時期の検討を行った。筆者が観察した限りでは、採集資料のため詳細な時期はわからないものが多くあったが、碧海台地上に観察される草創期前半の石器にみられる特徴とは異なるものが多く、全体的にそれ以降の時期に帰属する石器であることが考えられた。また、利用されている石材をみると、東北地方を中心にみられる珪質頁岩を素材とした可能性がある石器など碧海台地の石器にみられるものとは異なる特徴をもつ石材が利用されているものも確認された。そのため、これらの石器は採集地点を取り違えている可能性もあり、現代になってなんらかの理由で別の地域から持ち込まれたものであることが考えられた。このことは採集資料であるからこそ問題だと思われ、本稿で報告した石器だけに限らず、すべての採集資料に同様のことが考えられるだろう。そのため採集資料の取り扱いにはこれまで以上に慎重かつ注意していくことが必要である。それと同時に遺跡から切り離されてしまった遺物を無視するのではなく、評価を行っていくことも重要であると思われ、今後の課題となるだろう。

## 謝辞

本稿を執筆するにあたり、石器の所蔵者である鈴木伸和氏には快く資料を提供していただきました。心より感謝いたします。また以下の方々からご教示、ご助言いただきました。末筆ながらここに記して感謝申し上げます（敬称略）。

長田友也、加藤悠雅、田中良、南部淳太、平井義敏

## 参考文献

- 伊藤利和 1997「第6章 明治から大正時代に採集された石器」『中条貝塚範囲確認調査報告書』刈谷市教育委員会 pp.50-51
- 及川 穰 2014「日本列島における出現期石鏃の型式変遷と広域連動」『物質文化』94 pp.53-73
- 刈谷市 2016『中条遺跡調査報告書1（平成9年度調査）』
- 刈谷市 2017『中条遺跡調査報告書2（平成10年度調査）』
- 刈谷市 2018『中条遺跡調査報告書3（平成11年度調査）』
- 刈谷市 2019『中条遺跡調査報告書4（平成12年度調査）』
- 神取龍生 2015a「第4節 縄文時代の石器採集遺跡」『新編 知立市誌3 資料編 考古(原始・古代・中世)』 pp.35-38
- 神取龍生 2015b「補論1 碧海台地の尖頭器」『新編 知立市誌3 資料編 考古(原始・古代・中世)』 pp.39-42
- 大工原豊 2014「石鏃の出現について」『石器の変遷と時代の変革—旧石器から縄文石器へ—』岩宿

である可能性が高く、これは後期旧石器時代の西三河地方において、チャートが石器石材として主体的に用いられている状況からその石材利用は草創期においても引き継がれ、石材としてチャートが利用される傾向にあったことが指摘されている（神取 2015b）。

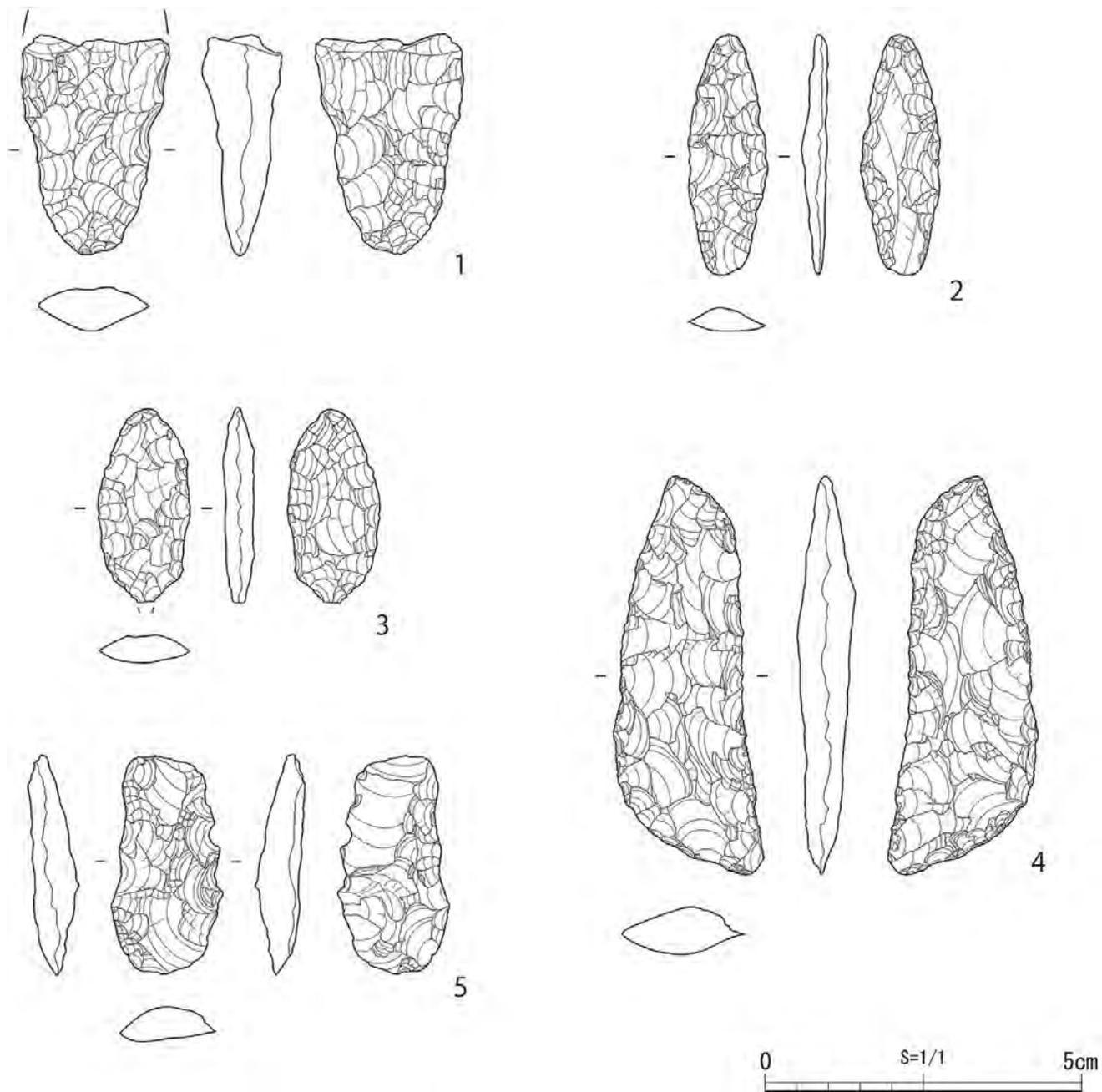
#### 4 採集された石器の帰属時期

碧海台地にみられる縄文時代草創期の遺物をもとに、鈴木氏によって採集された5点の石器の帰属時期について考えていく。結論から述べると、碧海台地上において、これまで確認されている草創期の石器に類例がないことや用いられている石材などから異なる時期のものである可能性が高く、これまで報告されていた隆起線文土器段階の石器とは異なる時期のものであると考えられた。また、石器の帰属時期とは別に採集地点についても疑問が残る結果となった。

まず、尖頭器であるが、瑪瑙を石材として利用していることが特徴であろう。愛知県内において瑪瑙が産出する場所は確認されているが、碧海台地において石器石材として利用される頻度は高くなく、法量も尖頭器が製作可能なほどのものはほとんど確認されないと思われる。また、瑪瑙を石材とした尖頭器は碧海台地上では確認されておらず、さらに、愛知県内でみても筆者の管見の限りではみられない。碧海台地において草創期の石器に利用される石材は先述したように多くがチャートでわずかに溶結凝灰岩、安山岩が利用される程度である。したがって、この瑪瑙製の尖頭器は石材利用の視点からみると、碧海台地上で採集された石器である可能性は低いと考えられる。また剥離面の観察から押圧剥離が用いられていると考えられ、このことから草創期前半よりも後の時期に帰属する石器である可能性が高いと考えられる。

次に石鏃についてである。石鏃がみられるようになるのは隆起線文土器段階の最終段階である微隆起線文土器段階からと考えられており、狩猟具として一般的に普及したのは爪形文土器や多縄文土器段階と考えられている（工藤 2009）。石鏃の全国編年を示した及川穰氏によると隆起線文土器段階～厚手爪形文土器段階における石鏃の特徴として、大型の二等辺三角形や先端が突出するといった形態が示されている（及川 2014）。また大工原豊氏によると群馬県内の微隆起線文土器に伴うものとして側縁がやや内湾する平基無茎鏃といった形態があることも指摘され、出現期の石鏃の特徴とされる（大工原 2014・2017）。今回報告する石鏃の形態をみると有茎や柳葉形といった形態を呈しており、隆起線文土器段階の特徴とされるものには当てはまらず、どちらかという縄文時代の後期以降にみられる石鏃のような特徴をもつと考えられた。そのため、これらの石鏃についても草創期前半の資料である可能性は低く、それ以降の石器であると思われる。

最後にスクレイパーについてである。まず、珪質頁岩製のスクレイパーであるが、石材として用いられている珪質頁岩は筆者の目視での観察によると、東北地方を中心にみられる珪質頁岩である可能性が高いように見受けられた。平面形態をみると摘み部の作出はないが、縦型の石匙に類似したような形態を呈する。愛知県内の遺跡において東北地方の珪質頁岩が利用された石器は確認されておらず、これについては、碧海台地上で採集されたものではない可能性が高いと思われる。そして帰属時期については縦型石匙に類似することから縄文時代前期以降の石器である可能性が高いと考えられる。もう1点の安山岩製スクレイパーについてであるが、詳細な時期はわからないが、二



第2図 中条遺跡採集の石器

遺物番号	器種	石材	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重さ (g)
1	尖頭器	瑪瑙	(34.46)	23.21	12.52	8.18
2	石鏃	安山岩	(38.24)	12.55	4.05	1.75
3	石鏃	溶結凝灰岩	(31.04)	14.55	4.84	2.26
4	スクレイパー	頁岩	62.52	23.52	8.83	10.05
5	スクレイパー	安山岩	34.80	17.66	6.69	4.08

第1表 中条遺跡採集の石器一覧

器時代の石器も出土しており、2点のナイフ形石器、2点の細石刃核などが確認されている。以上のように中条遺跡において出土する石器は土器型式からみて後期中葉のものがほとんどであると考えられ、本稿の中心となる隆起線文土器段階に特徴的な石器とされる有舌尖頭器などはこれまで中条遺跡において確認されていない。

## 2 採集された石器の観察と記述

鈴木氏によって採集された5点の石器について記述する（第2図、第1表）。

### 尖頭器

1は瑪瑙製の尖頭器である。上半部は折損しており、残存している部分は丸みを帯びているため基部側とした。両面ともに二次加工による剥離面で覆われており、断面は凸レンズ状を呈している。おおよそ同じ幅の剥離痕が並列してみられる部分があり、このことから、すべての剥離面ではないが、部分的に押圧剥離による調整がおこなわれたと考えられる。正面右上から折損面および裏面左上にかけて瑪瑙質ではない部分がみられる。

### 石鏃

2は柳葉形を呈する安山岩製の石鏃である。先端部はわずかに折損している。表面は二次加工による剥離面で全体が覆われているが、裏面には広く素材面を残しており、周辺を加工するのみにとどまっている。裏面に残る素材面のリングをみると横長剥片を素材とした可能性が高い。

3は溶結凝灰岩製の凸基有茎鏃である。茎部は折損している。身部は長く、先端部は丸みを帯びている。断面は凸レンズ状を呈している。

### スクレイパー

4は珪質頁岩製のスクレイパーである。平面形態は縦型の石匙に類似するが、摘み部がないためスクレイパーとした。表面、裏面ともに二次加工で覆われており、部分的ではあるが、縁辺には使用痕の可能性のある微細な剥離痕がみられる。断面は凸レンズ状を呈している。

5は安山岩製のスクレイパーである。二次加工は両面とも全体には及んでおらず、正面左側からその反対面である裏面右側にかけて集中する。表面、裏面ともに素材面を残している。

## 3 碧海台地における縄文時代草創期の石器

先述したように中条遺跡の発掘調査においては隆起線文土器段階に位置付けられる石器は確認されていない。しかし中条遺跡が位置する碧海台地上の他の遺跡をみると、土器が採集されていないため隆起線文土器段階かどうか詳細な時期判断は困難であるが、草創期前半に特徴的にみられる有舌尖頭器が確認されている。その中でも知立市に位置する上重原散布地では11点の有舌尖頭器と2点の木葉形尖頭器が採集されている（神取 2015a）。これらの有舌尖頭器は平面形態をみると柳又型や萩平型などの型式に含まれ、押圧剥離による斜状並行剥離が顕著にみられるものが多い。石材はチャートが主体的に用いられ、わずかに溶結凝灰岩や安山岩といった石材が用いられている。この他にも碧海台地上では有舌尖頭器や木葉形尖頭器が採集されているが、それらについても石材はやはりチャートが主体的である。このような石材の偏りは碧海台地における草創期の石器の特徴

## 刈谷市中条遺跡採集とされる石器について

野村 啓輔

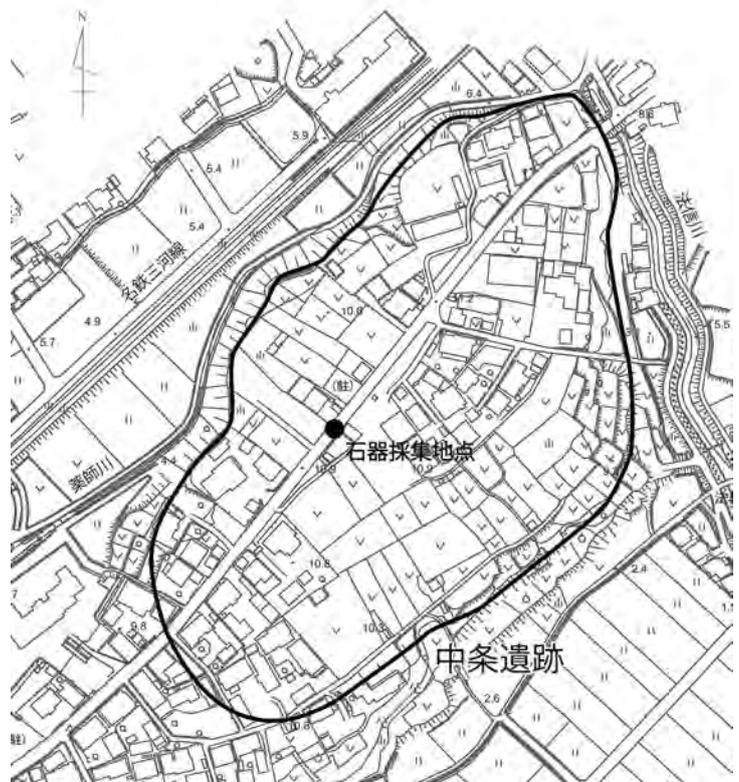
### はじめに

刈谷市重原本町に位置する中条遺跡では、明治時代から大正時代にかけて鈴木柳吉氏によって5点の石器が採集されている。鈴木氏によって採集されたとされる5点の石器は1997年刊行の『中条貝塚範囲確認調査報告書』において縄文時代草創期前半に位置付けられる隆起線文土器段階の石器として報告されたものである（伊藤1997）が、今回これらの石器について帰属時期に再考の余地があると思われたため再度資料報告を行い、その帰属時期について考えてみる。

### 1 採集地点と中条遺跡

本稿で資料報告を行う石器が採集された地点は、現在では旧石器時代から近世にかけての複合遺跡である中条遺跡の範囲内に位置し、中条遺跡の中心とされる場所に近いと考えられる（第1図）。その地点は、石器が採集された当時は桑畑であり0.2ha程の狭い範囲で採集されたと報告されている（伊藤前掲）。

中条遺跡は、かつて中条貝塚と呼ばれていた遺跡であり、これまで区画整理事業計画に伴う事前調査として広い範囲で発掘調査が行われた遺跡であるが、これまでに調査された範囲は遺跡全体の約40%ほどである。これまでに刊行された報告書（刈谷市2016・2017・2018・2019）を参考に本稿に関連する出土遺物をもとにみると、貝塚形成期の土器として縄文時代後期中葉の八王子式土器が主体的に出土しており、その他の土器として中期後葉の土器、晩期前葉の元刈谷式土器、晩期後葉から弥生時代にかけての条痕文系土器などが出土している。続いてそれらの縄文土器に伴って出土した石器をみると、石鏃や石錐、石匙などの他に打製石斧、磨製石斧といった石斧類、石棒といった石製品など縄文時代の遺跡にみられる石器が多量に出土している。この他の石器としては、点数は非常に少ないが、後期旧石



第1図 石器採集地点

刈谷市歴史博物館 研究紀要 第2号

令和3年度

令和4年3月31日発行

編集・発行 刈谷市歴史博物館

〒448-0838

愛知県刈谷市逢妻町4丁目25番地1